

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和6年度個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策の経過措置に係る「福祉施策経過措置フォローアップセンター」における一部業務	44,120,608		44,120,608	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品	過去に有		
002	京都市障害者職場定着支援等推進センター事業委託	16,106,000		16,106,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003	京都市障害者職場定着支援等推進センター南部分室事業委託	5,340,000		5,340,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	一般財団法人長岡記念財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業委託	14,165,000		14,165,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	株式会社ヒューマンフォーラム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（ほくほく分）	29,928,791		29,928,791	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都ライトハウス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（らしく分）	31,273,237		31,273,237	保健福祉局障害保健福祉推進室	一般社団法人いずみの里	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（きらリンク・にしじん分）	77,640,776		77,640,776	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人西陣会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（らくなん・らくとう分）	68,573,301		68,573,301	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都身体障害者福祉センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（からしだねセンター分）	29,928,791		29,928,791	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人ミッションからしだね	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（だいご分）	31,162,991		31,162,991	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（うきょう・らくさい分）	70,667,457		70,667,457	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（西京分）	29,928,791		29,928,791	保健福祉局障害保健福祉推進室	特定非営利活動法人なんてん	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（あいりん分）	36,902,110		36,902,110	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人イエス団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（ふかくさ分）	29,928,791		29,928,791	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人京都老人福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（かけはし分）	31,776,791		31,776,791	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人伏見ふれあい福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	障害支援区分認定調査業務委託（南山城学園）	予定総額 16,023,500		16,023,500	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人南山城学園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	京都市障害者24時間相談体制等構築事業における京都市障害者休日・夜間相談受付センターの運営の委託	15,628,680		15,628,680	保健福祉局障害保健福祉推進室	社会福祉法人南山城学園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	障害者総合支援法における給付費等の国民健康保険団体連合会への審査支払事務委託	予定総額 53,315,737		53,315,737	保健福祉局障害保健福祉推進室	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和6年度年金検討員派遣事業	31,460,000		31,460,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都府社会保険労務士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和6年度生活保護等レセプト2次点検強化事業	15,752,000		15,752,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	株式会社メディブレーション	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
021	生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業（令和6年度分）	30,086,980		30,086,980	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	生活保護システムに係るソフトウェア保守作業（令和6年度分）コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022	生活保護等版レセプト管理クラウドシステム運用保守	5,932,080		7,565,580	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	富士通Japan株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
023	令和6年8月8日	就労自立給付金等の基準改定等に伴う生活保護システム改修委託	15,717,900		15,717,900	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	就労自立給付金等の基準改定等に伴う生活保護システム改修委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
024	令和6年5月1日	令和6年度京都市くらし応援給付金支給業務委託	545,295,558		545,295,558	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	令和6年度京都市くらし応援給付金支給に係る委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有		
025	令和6年4月1日	住居確保給付金支給事業委託	37,544,000		37,544,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
026	令和6年4月1日	令和6年度京都市ホームレス訪問相談事業委託(路上)	13,932,000		13,932,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	特定非営利活動法人ゆい	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
027	令和6年4月1日	令和6年度京都市ホームレス自立支援センター事業運営委託	41,222,000		41,222,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有		
028	令和6年4月1日	令和6年度京都市ホームレス訪問相談事業委託(緊急一時宿泊事業及び生活再建一時宿泊事業)	31,851,000		31,851,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有		
029	令和6年4月1日	令和6年度京都市ホームレス居宅定着支援事業委託(支援員の配置・緊急一時宿泊施設)	8,916,000		8,916,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有		
030	令和6年4月1日	就労支援事業(就労意欲喚起等支援事業)及び家計改善支援事業委託	145,996,407		145,996,407	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	株式会社東京リーガルマインド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有		
031	令和6年4月1日	チャレンジ就労体験事業委託	34,096,000		34,096,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有		
032	令和6年9月19日	令和6年度京都市日常生活訓練事業委託	26,080,000		26,080,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有		
033	令和6年4月1日	令和6年度後期高齢者医療保険料収納業務に係る電算処理の委託契約(総合収納システム)	予定総額 5,776,561		5,776,561	保健福祉局生活福祉部保険年金課	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
034	令和6年4月1日	令和6年度国民健康保険料収納業務に係る電算処理の委託契約(総合収納システム)	予定総額 8,557,867		8,557,867	保健福祉局生活福祉部保険年金課	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
035	令和6年4月1日	令和6年度コンビニエンスストアにおける国民健康保険料の収納事務の委託	予定総額 48,000,000		48,000,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	三菱UFJニコス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
036	令和6年4月1日	令和6年度京都市特定健康診査・特定保健指導等システム保守業務	8,052,000		8,052,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	日本コンピューター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
037	令和6年4月1日	令和6年度集団健康診査予約受付業務委託	43,992,837		43,992,837	保健福祉局生活福祉部保険年金課	株式会社JTB京都支店、株式会社JTBビジネストラנסフォーム、京都工業株式会社の共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有		
038	令和6年4月1日	令和6年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導費支払事務及びデータ管理	予定総額 16,142,986		16,142,986	保健福祉局生活福祉部保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
039	令和6年4月1日	令和6年度京都市後期高齢者健康診査費用支払事務及びデータ管理	予定総額 10,589,766		10,589,766	保健福祉局生活福祉部保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
040	令和6年4月1日	令和6年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の委託	予定総額 394,901,836		394,901,836	保健福祉局生活福祉部保険年金課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
041	令和6年4月1日	京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした令和6年度健康診査	予定総額 396,380,200		396,380,200	保健福祉局生活福祉部保険年金課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
042	令和6年6月1日	令和6年度京都市国民健康保険特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導	予定総額 571,853,812		571,853,812	保健福祉局生活福祉部保険年金課	社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院 他37健診機関	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
043	令和6年7月1日	令和6年度京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする健康診査[人間ドック健診]	予定総額 38,743,500		38,743,500	保健福祉局生活福祉部保険年金課	社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院 他37健診機関	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
044	令和6年4月1日	京都市国民健康保険における情報データ(レセプト及び健診結果)を用いた保健事業及び医療費適正化事業業務委託	103,388,934		103,388,934	保健福祉局生活福祉部保険年金課	株式会社キャンサーズキャン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	有	有	2

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
045	令和6年度重度障害老人健康管理費支給事務等に係る委託	予定総額	14,215,000		14,215,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
046	令和6年度制度改正に伴う健康管理費システム改修(開発)		21,492,803		21,492,803	保健福祉局生活福祉部保険年金課	令和6年度制度改正に伴う健康管理費システム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
047	令和6年度制度改正に伴う健康管理費システム改修(総合テスト・システム移行、令和6年度実施分)		9,578,800		9,578,800	保健福祉局生活福祉部保険年金課	令和6年度制度改正に伴う健康管理費システム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
048	令和6年4月1日 国民健康保険診療報酬内容審査業務	予定総額	33,001,800		33,001,800	保健福祉局生活福祉部保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
049	令和6年4月1日 国民健康保険オンラインシステム端末機器等運用保守		12,150,820		12,150,820	保健福祉局生活福祉部保険年金課	国民健康保険オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
050	令和6年4月1日 柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託	予定総額	6,205,661		6,205,661	保健福祉局生活福祉部保険年金課	株式会社コアジャパン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
051	令和6年4月1日 第三者行為損害賠償求償事務の委託(国民健康保険、福祉医療制度等)	予定総額	5,700,000		5,700,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
052	令和6年8月9日 国民健康保険被保険者証作成及び封入封かん業務委託等	予定総額	22,254,430		22,254,430	保健福祉局生活福祉部保険年金課	TOPPANエッジ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
053	令和6年5月29日 令和6年度区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託	予定総額	22,916,002		22,916,002	保健福祉局生活福祉部保険年金課	株式会社マイナビワークス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
054	令和6年4月1日 京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託		12,671,340		12,671,340	保健福祉局生活福祉部保険年金課	「京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
055	令和6年7月1日 庁内連携サーバと国情報集約サーバの一体化対応及びサーバOS等更新業務		12,679,755		12,679,755	保健福祉局生活福祉部保険年金課	「庁内連携サーバと国集約システムサーバの一体化対応及びサーバOS更新業務委託」作業分コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
056	令和6年7月1日 国民健康保険高額療養費簡素化に伴う改修(要件定義)		5,929,000		5,929,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	国民健康保険高額療養費簡素化に伴う改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
057	令和6年5月1日 健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修(要件定義その1)		42,350,000		42,350,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
058	令和6年7月1日 健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修(開発その1)		140,162,453		140,162,453	保健福祉局生活福祉部保険年金課	健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		
059	令和6年9月25日 健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修(総合テストその1)		13,785,200		13,785,200	保健福祉局生活福祉部保険年金課	健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
060	令和6年4月1日 高齢者就労援助事業委託(公園の除草業務)		16,812,816		16,812,816	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	公益社団法人京都市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品		
061	令和6年度全国健康福祉祭参加者派遣等事業		13,273,953		13,273,953	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都市老人クラブ連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
062	令和6年4月1日 健康すこやか学級事業		105,374,600		105,374,600	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
063	令和6年度前立腺がん検診委託	予定総額	19,793,368		19,793,368	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
064	令和6年度胃がん検診委託(個別実施)	予定総額	43,177,892		43,177,892	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
065	令和6年度胃がん検診委託(集団実施)	予定総額	31,489,864		31,489,864	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
066	令和6年度胃がんリスク層別化検診委託	予定総額	6,255,751	6,255,751	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
067	令和6年度大腸がん検診委託(個別実施)	予定総額	15,330,394	16,226,894	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
068	令和6年度大腸がん検診委託(集団・施設実施)	予定総額	36,492,540	36,492,540	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
069	令和6年度乳がん検診委託(個別実施)	予定総額	65,841,347	65,841,347	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
070	令和6年度乳がん検診委託(集団実施)	予定総額	39,878,639	39,878,639	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
071	令和6年度子宮頸がん検診委託	予定総額	137,866,100	137,866,100	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
072	令和6年度京都市健康診査・保健指導の委託	予定総額	7,644,000	7,644,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
073	令和6年度がんセット検診委託	予定総額	57,549,207	57,549,207	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都予防医学センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
074	令和6年度「いきいきシニアポイント」運営業務委託		7,995,625	7,995,625	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
075	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(北区・上京区)		15,842,000	15,842,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都北医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
076	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(左京区)		15,842,000	15,842,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人左京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
077	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(中京区)		15,842,000	15,842,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人中京区在宅医療センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
078	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(下京区・南区・東山区)		15,842,000	15,842,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人下京西部医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
079	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(山科区)		15,842,000	15,842,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人山科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
080	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(右京区)		15,842,000	15,842,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人右京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
081	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(西京区)		15,842,000	15,842,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人西京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
082	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託(伏見区)		15,842,000	15,842,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人伏見医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
083	京都市地域支え合い活動創出事業の実施に係る業務委託		91,203,000	91,203,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
084	京都市地域包括支援センター運営事業委託	予定総額	1,388,502,329	1,388,502,329	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人七野会 他37件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
085	令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(北区・上京区)		10,286,000	10,286,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	医療法人社団都会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
086	令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(左京区)		10,286,000	10,286,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般財団法人川越病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
087	令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(中京区)		10,286,000	10,286,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	公益社団法人京都保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
088	令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(下京区・南区・東山区)		12,131,000	12,131,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	医療法人財団康生会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
089	令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(山科区)	10,286,000		10,286,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	医療法人社団洛和会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
090	令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(右京区)	10,286,000		10,286,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	医療法人新生十全会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
091	令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(西京区)	10,286,000		10,286,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都社会事業財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
092	令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(伏見区)	10,286,000		10,286,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	医療法人社団蘇生会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
093	京都市地域あんしん支援員設置事業の委託契約	84,037,800		84,037,800	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
094	京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システム保守・運用業務委託	13,724,920		13,724,920	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	富士通Japan株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
095	京都市地域介護予防推進センター事業の実施に係る業務委託	予定総額 504,782,500		504,782,500	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都地域医療学際研究所 他11件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
096	地域高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化支援及びデータ活用に係るワークショップの実施等に関する業務	5,742,000		5,742,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
097	地域高齢者へのフレイルの啓発及び体力測定会についての個別案内状の作成・発送業務	予定総額 4,965,902		5,347,380	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	社会福祉法人京都障害者福祉センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
098	令和6年度「京都市障害児者・要介護高齢者等口腔健康管理推進事業」の実施に係る業務の委託	7,473,000		7,473,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府歯科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
099	令和6年度京都市青年期健康診査の委託	予定総額 8,988,055		8,988,055	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
100	令和6年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務	12,058,017		12,058,017	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	株式会社JT B	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
101	令和6年度高齢者筋力トレーニング普及推進事業の委託(北部及び南部)	8,407,680		8,407,680	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	公益財団法人京都市スポーツ協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
102	令和6年度高齢者筋力トレーニング普及推進事業の委託(東部及び西部)	6,120,000		6,120,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	株式会社ピバ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
103	民生児童委員活動支援事業の委託契約	15,225,000		16,425,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	特定非営利活動法人京都社会福祉推進協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
104	京都市緊急通報システム事業委託	予定総額 63,573,000		63,573,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	大阪ガスセキュリティサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
105	敬老乗車証交付等業務委託	133,504,800		133,504,800	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	パーソルテンプスタッフ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
106	京都市敬老乗車証交付業務委託	予定総額 37,152,060		37,152,060	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	日本郵便株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
107	令和6年8月1日 敬老乗車証交付事務センター用ACOS端末等貸貸借	17,515,740		17,515,740	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	敬老乗車証交付事務センター用ACOS端末等貸貸借コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
108	令和6年8月20日 京都市敬老乗車証制度に関する市民アンケート調査業務委託	7,263,331		7,263,331	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	株式会社東京商工リサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
109	令和6年4月1日 介護保険オンラインシステム端末機器等運用保守	12,957,345		12,957,345	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
110	令和6年4月1日 介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修(開発 令和6年度分)	36,362,691		36,362,691	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
111	令和6年4月1日 介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修(総合テスト及び移行 令和6年度分)	19,577,580		19,577,580	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
112	令和6年4月1日	京都市単身高齢者万一あんしんサービス事業委託		5,000,000	5,000,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
113	令和6年4月1日	京都市配食サービス事業委託	予定総額	7,507,362	7,507,362	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	社会福祉法人清和園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
114	令和6年4月1日	京都市配食サービス事業委託	予定総額	8,397,628	8,397,628	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	社会福祉法人京都老人福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
115	令和6年4月1日	京都市配食サービス事業委託	予定総額	7,914,769	7,914,769	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	社会福祉法人京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
116	令和6年4月1日	京都市地域リハビリテーション推進センター障害者支援施設及び京都市児童福祉センター給食調理等業務		34,056,000	34,056,000	保健福祉局地域リハビリテーション推進センター企画課	日清医療食品株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
117	令和6年4月1日	令和6年度風しん抗体検査実施に関する委託	予定総額	28,461,488	28,461,488	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会他31件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
118	令和6年4月1日	令和6年度予防接種実施委託	予定総額	3,640,634,029	3,621,993,707	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会他130件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
119	令和6年4月1日	令和6年度予防接種審査支払事務委託	予定総額	31,923,930	30,304,137	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
120	令和6年8月15日	令和6年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務		6,064,300	6,064,300	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社京都リビング新聞社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
121	令和6年8月30日	令和6年度京都市高齢者新型コロナワクチン等定期接種コールセンター運営業務		16,621,858	16,621,858	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社メディカル・コンシェルジュ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
122	令和6年5月20日	令和6年度胸部(結核・肺がん)検診の実施及び委託契約	予定総額	9,106,570	9,106,570	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般財団法人京都予防医学センター 他2件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
123	令和6年04月01日他	令和6年度京都市結核患者における接触者健康診断に係る委託	予定総額	11,444,344	11,444,344	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	洛和会音羽病院 他15件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
124	令和6年4月1日	令和6年度感染症自己報告システムの運用支援業務委託		13,200,000	13,200,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	ネオス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
125	令和6年4月1日	新型コロナウイルスを含む感染症に係る検査の業務委託	予定総額	5,554,000	5,554,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	国立大学法人京都大学	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
126	令和6年4月1日	令和6年度肝炎ウイルス(B型・C型)検査実施に関する委託契約	予定総額	33,350,390	33,350,390	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
127	令和6年4月1日	令和6年度食鳥検査の実施委託		13,411,000	13,411,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	公益社団法人京都保健衛生協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
128	令和6年4月1日	令和6年度民泊通報・相談窓口運営業務等委託		56,048,930	56,048,930	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
129	令和6年4月1日	令和6年度住宅宿泊事業法等の適正な運営等を確保するためのコンサルタント業務委託		9,999,999	9,999,999	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	TMI総合法律事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
130	令和6年4月1日	令和6年度宿泊施設の調査業務等への従事者派遣業務委託	予定総額	13,509,450	13,509,450	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社バソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
131	令和6年4月1日	令和6年度中央斎場火葬設備定期保守点検業務委託		39,839,800	39,839,800	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社宮本工業所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
132	令和6年4月1日	令和6年度中央斎場告別ホール等業務委託		35,200,000	35,200,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社宮本工業所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
133	令和6年4月1日	令和6年度中央斎場残骨灰減容化等業務委託		62,810,000	8,910,000	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社三豊	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
134	令和6年4月1日	令和6年度死獣の運搬及び焼却業務委託	予定総額	12,055,918	12,055,918	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	株式会社猪名川動物霊園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
135	令和6年4月1日	令和6年度市営墓地の清掃・処分業務委託	5,784,900		5,784,900	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	特定非営利活動法人京都高齢者福祉事業団	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
136	令和6年4月1日	令和6年度狂犬病予防注射済票等の交付事務及び注射済票交付手数料等の徴収事務委託	予定総額 8,423,800		8,423,800	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	公益社団法人京都市獣医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
137	令和6年4月1日	令和6年度京都市急病診療所運営業務委託	418,694,517		418,694,517	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
138	令和6年4月1日	令和6年度京都市休日急病歯科診療所運営業務委託	40,863,059		40,863,059	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	一般社団法人京都府歯科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
139	令和6年4月1日	令和6年度京都市感染症発生動向調査事業業務委託	6,952,000		6,952,000	保健福祉局衛生環境研究所	ファイティングポーズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
140	令和6年5月8日	一般環境大気北測定局局舎設置調整及び測定機器等移設運転調整に係る業務委託	8,074,000		8,074,000	保健福祉局衛生環境研究所	環境計測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
141	令和6年5月13日	風向風速計購入（京都タワー局）	5,060,000		5,060,000	保健福祉局衛生環境研究所	株式会社秀工技社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
142	令和6年4月1日	自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳交付事務に係る委託業務	30,267,600		30,267,600	保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
143	令和6年4月1日	令和6年度「京都市自殺総合対策業務」事業委託	7,507,211		7,507,211	保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
144	令和6年4月1日	令和6年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話〜きょうこころほっとでんわ〜」事業委託	22,694,100		22,694,100	保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課	ソーシャルアドバンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策の経過措置に係る「福祉施策経過措置フォローアップセンター」における一部業務

2 担当所属名

保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA14F
アデコ株式会社 OSセールス西日本支社

6 契約金額（税込み）

44,120,608円

7 契約内容

個人市民税均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策の経過措置実施にあたり、保健福祉総務課に設置する「福祉施策経過措置フォローアップセンター」において行う業務の一部

- (1) マネジメント業務（事業全体の進捗管理や各種事業間の調整等）
- (2) 経過措置の対象者及び対象となりうる者の管理業務（管理システムの構築等）
- (3) 電話等対応業務
- (4) 経過措置の対象者に対する通知書等の作成及び発送

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和6年度から実施する個人市民税均等割減免制度の廃止に伴う経過措置について、経過措置に関する相談や対象者への通知等を行うことを目的に、令和5年10月より「福祉施策経過措置フォローアップセンター」を設置し、プロポーザルにより選定した事業者はその一部を業務委託している。

市民対応業務にあたっては、個人市民税均等割減免制度廃止の影響を受ける57施策の内容を理解、習熟している必要があり、上記事業者は令和5年度の委託業務にあたり、経過措置の内容及び市民対応の習得のために約3箇月の期間を費やしたうえで、コールセンター業務を実施していることから、経過措置の内容を理解し、高いレベルで市民対応することができると認められる。

また、対象者の管理、発送業務にあたっては、令和5年度の委託契約において、当該事業者が開発した管理システムを活用することとしていることから、必要なノウハウを有していると認められる。

したがって、令和6年度のフォローアップセンター業務については、令和5年度契約から引き続き4月1日から委託する必要がある、上記の知識、ノウハウ等の習得に相当の期間を必要とすることから、入札等を行う場合にあっては、本市にとっての不利益になることが明らかであるため、上記事業者と随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者職場定着支援等推進センター事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内
社会福祉法人京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
16,106,000円
- 7 契約内容
 - (1) 就労及び就労に関する生活面についての相談、指導及び助言
 - (2) 就労者に関する雇用管理に係る助言や就労者と企業等との調整及び問題の早期解決
 - (3) 市内の障害者就労支援事業所、総合支援学校等が行う就労支援・定着支援に対する適切なサポート
 - (4) 就労モチベーションを長期にわたり維持・向上させるための環境づくり
 - (5) 長期的な定着状況の把握と効果的な定着支援へのフィードバック
 - (6) その他事業目的を推進するために必要な事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市域における障害のある人の長期就労をサポートする推進センターについては、“京都障害者就業・生活支援センター”と一体的連携を行うことにより、仲間づくり支援の実施や同支援センター登録者の長期就労の状況を調査するなどにより、京都市域における長期就労環境の構築を行う。よって、推進センターの運営に当たっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある人の就業に関わる生活支援や就労支援のノウハウをもつ団体と契約する必要がある、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

障害のある方の一般就労者数が増加している一方、就職された方の職場定着の課題への対策として京都市障害者職場定着支援等推進センターを設置している。同センターの運営にあたっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある方の就業に係る生活支援や就労支援のノウハウを持つとともに、障害のある方の就業面での支援や仕事を行うために必要な生活面での支援を実施する「京都障害者就業・生活支援センター」と就業・生活支援から定着支援までを、切れ目なく一体的に支援できる唯一の団体である「社会福祉法人京都総合福祉協会」に事業委託をするものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者職場定着支援等推進センター南部分室事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府長岡京市友岡4丁目18番1号
一般財団法人長岡記念財団
- 6 契約金額（税込み）
5,340,000円
- 7 契約内容
 - (1) 就労及び就労に関する生活面についての相談、指導及び助言
 - (2) 就労者に関する雇用管理に係る助言や就労者と企業等との調整及び問題の早期解決
 - (3) 市内の障害者就労支援事業所、総合支援学校等が行う就労支援・定着支援に対する適切なサポート
 - (4) 就労モチベーションを長期にわたり維持・向上させるための環境づくり
 - (5) 長期的な定着状況の把握と効果的な定着支援へのフィードバック
 - (6) その他事業目的を推進するために必要な事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市域における障害のある人の長期就労をサポートする推進センターについては、“京都障害者就業・生活支援センター”と一体的連携を行うことにより、仲間づくり支援の実施や同支援センター登録者の長期就労の状況を調査するなどにより、京都市域における長期就労環境の構築を行う。よって、推進センターの運営に当たっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある人の就業に関わる生活支援や就労支援のノウハウをもつ団体と契約する必要がある、契約の性質が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

障害のある方の一般就労者数が増加している一方、就職された方の職場定着の課題への対策として設置した京都市障害者職場定着支援等推進センターに、平成29年度から新たに南部分室を設置し、精神障害者対応の専門職員を1名配置している。

南部分室の運営にあたっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある方の就業に係る生活支援や就労支援のノウハウを持ち、同じく南部地域（南区、伏見区）を所管とする「しょうがい者就業・生活支援センターはあとふるアイリス」と一体的に運営することができる唯一の団体である「一般財団法人長岡記念財団」に事業委託をするものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区寺町通蛸薬師上ル式部町261番地
株式会社ヒューマンフォーラム
- 6 契約金額（税込み）
14,165,000円
- 7 契約内容
障害のある人が様々なかたちで関わった製品を「はあと・フレンズ」としてブランド化し、その振興を図ることによる福祉的就労の底上げを図る。
また、障害のある人の多様な働き方を広く支援していくために、製品の開発・生産・販売の新しい事業モデルづくりを、企業、大学、市民等と連携して行うことでプロジェクトを推進し、製品開発や販路拡大における企業との連携機会を創出するとともに、障害者理解を促進し、将来の雇用機会の創出を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該委託事業の業務実施にあたっては、店舗運営、出店販売、福祉施設職員対象の研修の実施等、業務内容は多岐に渡り、優れた企画を有する事業者へ委託する必要があるため、競争入札による価格のみの要素で契約を行うことは適切ではない。このため、プロポーザル（企画提案競争）方式による提案業者の審査を行い、最も評価点の高かった上記事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

委託先の選定に当たっては、プロポーザル（企画提案競争）方式による提案業者の審査を行った結果、株式会社ヒューマンフォーラムを契約の相手方とした。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（ほくほく分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11番地
社会福祉法人京都ライトハウス
- 6 契約金額（税込み）
29,928,791円
- 7 契約内容
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う北部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（らしく分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区高野蓼原町43-1
一般社団法人いずみの里
- 6 契約金額（税込み）
31,273,237円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う北部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（きらリンク・にしじん分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目430番地の2
社会福祉法人西陣会
- 6 契約金額（税込み）
77,640,776円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う北部圏域（障害者地域生活支援センター「きらリンク」）及び中部圏域（障害者地域生活支援センター「にしじん」）においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（からしだねセンター分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区勸修寺東出町75
社会福祉法人ミッションからしだね
- 6 契約金額（税込み）
29,928,791円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う東部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（だいが分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町2番地
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
31,162,991円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う東部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（うきょう・らくさい分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区下鴨北野々神町26番地
社会福祉法人京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
70,667,457円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う西部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（西京分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区山田四ノ坪町12番地の7
特定非営利活動法人なんてん
- 6 契約金額（税込み）
29,928,791円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う西部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（あいりん分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号
社会福祉法人イエス団
- 6 契約金額（税込み）
36,902,110円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う南部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（ふかくさ分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59・60
社会福祉法人京都老人福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
29,928,791円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う南部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（かけはし分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区京町6丁目6-1
社会福祉法人伏見ふれあい福祉会
- 6 契約金額（税込み）
31,776,791円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、情報提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものであり、市内5つの障害保健福祉圏域において、それぞれ3箇所の障害者地域生活支援センターを設置している。

業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さない。

上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活支援センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有している。また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、本件相談支援事業を行う南部圏域においてネットワークを構築する基盤を有している。このような法人はほかにないため、上記法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
障害支援区分認定調査委託（南山城学園）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府城陽市富野狼谷2番地1
社会福祉法人南山城学園
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）16,023,500円
- 7 契約内容
障害者福祉施設等入所者及び福祉サービス利用者に係る障害支援区分認定の更新等に伴い必要となる障害支援区分認定調査委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
次の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行なうものとする。
認定調査の内容は、①障害のある方本人及び家族等の状況や、現在利用されている障害福祉サービス等の内容及び家族の介護状況等を調査（概況調査）し、②障害のある方について、心身の状況を把握するために必要となる80項目の調査（基礎調査）及び当該調査について特に具体的な状況の記載が必要な事項（特記事項）の調査を行う。このため、調査を行う者については、障害のある方等についての保健、医療及び福祉に関する専門的知識及び技術を有するとともに、都道府県等が実施する障害支援区分認定調査員研修を終了した者であることが必要となっている。（障害者総合支援法第20条第3項及び障害者総合支援法施行規則第10条）
そのうえ、認定調査の内容は、個人の秘密事項に関するものであり、極めて強い守秘義務が要求されるものである。
また、認定調査の委託先としては、障害者総合支援法による都道府県の指定を受けた指定一般相談支援事業者等に限定されるものである。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

障害支援区分認定調査について、市町村は、法第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者等に委託することができることされている。また、左記の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、厚生労働大臣が定める研修を修了した、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する者に当該委託に係る調査を行わせるものとする、とされている。

現状では、調査対象者の認定調査を引き受ける体制が整っている事業所は、障害者地域生活支援センター、京都ライトハウス、京都市聴覚言語障害者センター等を除き、社会福祉法人南山城学園のみであり、ほかに委託できる指定一般相談支援事業者がないことから、委託先として選定している。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市障害者24時間相談体制等構築事業における京都市障害者休日・夜間相談受付センターの運営の委託

2 担当所属名

保健福祉局障害保健福祉推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府城陽市富野狼谷2番地1
社会福祉法人南山城学園

6 契約金額（税込み）

15,628,680円

7 契約内容

休日・夜間の京都市内に住まう障害者及びその家族等からの電話及びFAXでの相談等に対応する。また、短期入所事業所等の緊急受入れの可否等の情報を集約し、休日・夜間の相談支援事業所等からの電話及びFAXでの問合せに応じ情報提供を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

障害者等からの相談等への対応には安定的な運営基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根差した支援を行うためには一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記法人は、本市の障害者緊急短期入所事業を受託し、夜間に緊急時の受入先を確保しているとともに、いつでも誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供を目指して、共生・共助の地域づくりに貢献しており、安定的な運営基盤及び専門性を有しているため。また、平成28年度からの京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業における夜間・早朝相談受付専用電話の運営（平成29年度末終了）を担い、本事業と同様の事業の運営実績がある唯一の法人であるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
障害者総合支援法における給付費等の国民健康保険団体連合会への審査支払事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）53,315,737円
- 7 契約内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める介護給付費等給付事務及び地域生活支援事業における審査及び支払事務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
障害者総合支援法第29条第7項、第51条の14第7項及び第51条の17第6項により当該事務を委託できるのは国民健康保険団体連合会と定められており、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
障害者総合支援法第29条第7項、第51条の14第7項及び第51条の17第6項により当該事務を委託できるのは国民健康保険団体連合会と定められているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度年金検討員派遣事業

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332番地
京都府社会保険労務士会

6 契約金額（税込み）

31,460,000円

7 契約内容

生活保護法の基本原理である生活保護制度に優先する他法他施策の活用の徹底を図るため、社会保険労務士有資格者を各区役所・支所保健福祉センターへ派遣し、生活保護受給者の年金受給資格の検討、年金受給が可能な者に対する裁定請求支援や、他法他施策活用に向けた助言を行うことを委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施においては、年金をはじめとする他法他施策について専門的知識や支援ノウハウを有する人材の確保が必要となるが、年金受給に向けた裁定請求支援については、社会保険労務士業務に該当し、社会保険労務士無資格者や、人材派遣会社等への本事業の業務委託は社会保険労務士法第27条に抵触する。

また、委託先の選定に当たっては、社会保険労務士を各保健福祉センターにそれぞれ配置する必要があり、突発的な事情により人員が不足する事態が発生しても、代替要員を安定的に確保することができる事業所でなければならない。

この点について、京都府社会保険労務士会は、①無料の年金・総合労働相談、②年金事務所からの受託による街角年金相談センターへの会員派遣といった事業実績があることから業務の遂行に必要な能力を有しており、また、京都府社会保険労務士会は京都府内6支部、個人会員939名、邦人会員55法人（令和6年4月1日現在）の会員がおり、京都府内全域からの人材登用が可能であり、事業実施中に突発的な事情により人員が不足する事態が発生しても、代替要員を安定的に確保することが可能である。

以上のことから、業務の遂行に必要な能力を有するとともに支援対象者との信頼関係の構築を図

ることのできる者が他になく競争入札に不適であると判断されることから、京都府社会保険労務士会と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度生活保護等レセプト2次点検強化事業
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区徳井町2丁目4番14号
株式会社メディブレーン
- 6 契約金額（税込み）
15,752,000円
- 7 契約内容
京都府社会保険診療報酬支払基金において、審査・支払済みとなって送付された生活保護及び中国残留邦人等支援給付に係る診療報酬明細書について、診療内容・診療報酬の適否の再審査及び分析・管理等の委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、生活保護及び医療保険等の制度に対する理解に基づき、より効率的かつ効果的なレセプト点検の実施が求められる。このため、契約の相手方には、価格以外に、レセプト点検に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と体制、個人情報保護への対策等を比較したうえで選定する必要がある。よって、競争入札により価格のみの要素で契約を行うことは適切ではないことから、プロポーザル方式による選定を行い、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集したところ、1事業者から応募があり、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき5名の職員で総合評価を行っ

た結果、株式会社メディブレーションが最低選定評価点（75点）を上回る評価点を獲得し、当事業を委託できるものと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業（令和6年度分）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
生活保護システムに係るソフトウェア保守作業（令和6年度分）コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
30,086,980円
- 7 契約内容
生活保護の業務運用全般を管理する電算システムのソフトウェア保守作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の生活保護電算システムは、日本電気株式会社が開発したものを導入しており、本システムの保守はシステム開発者である同社以外に困難なものである。
以上のことから、本業務は競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、生活保護電算システムのソフトウェアを開発した日本電気株式会社を含む当該コンソーシアムと随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
生活保護等版レセプト管理クラウドシステム運用保守
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
(当初) 令和6年4月1日
(変更後) 令和6年10月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 京都フコク生命四条柳馬場ビル
富士通 J a p a n 株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 5, 932, 080円
(変更後) 7, 565, 580円
- 7 契約内容
高度なセキュリティを維持する行政専用のネットワーク (L G W A N) を利用した生活保護等版レセプト管理クラウドシステム (L G W A N - A S P) の機能提供及び運用保守を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
制度改正等に伴うプログラム改修を含む保守実施に当たっては、高度な専門技術、専門知識及び本システムに関する詳細な情報技術が必要となる。
当該技術及び知識を有する者は、システムを開発した富士通 J a p a n 株式会社のみである。また、生活保護等版レセプト管理クラウドシステムを提供しているのは、富士通 J a p a n 株式会社のみである。
以上のことから、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により富士通 J a p a n 株式会社と随意契約を行う。
加えて、令和6年10月から新たなオプションを利用するにあたり契約変更を行ったもの。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
就労自立給付金等の基準改定等に伴う生活保護システム改修委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和6年8月8日
- 4 履行期間
令和6年8月8日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
就労自立給付金等の基準改定等に伴う生活保護システム改修委託コンソーシアム
(代表者) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
15,717,900円
- 7 契約内容
就労自立給付金等の基準改定等に伴う生活保護システム改修
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
本市生活保護システムは、日本電気株式会社が開発したものであり、システム改修にあたっては著作権者である同社と契約する必要がある。
以上のことから、本業務は競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、生活保護システムを構築した日本電気株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市くらし応援給付金支給業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和6年5月1日
- 4 履行期間
令和6年5月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和6年度京都市くらし応援給付金支給に係る委託業務コンソーシアム
東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
代表者 アデコ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
545,295,558円
- 7 契約内容
新たに令和6年度住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯及びこれらのうち18歳以下の子どもがいる世帯並びに定額減税しきれないと見込まれる方を対象とした、令和6年度京都市くらし応援給付金の支給等の実施に際し、市民からの電話に対応するためのコールセンター並びに受付窓口の設置運営、申請受付、書類審査及び支給状況管理等の一連の業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務の履行内容が、業務システムの構築・運営や、業務繁忙に応じたコールセンターや窓口スタッフの配置、膨大な申請書類の審査等の多岐にわたることに鑑み、様々なノウハウや経験のある事業者を選定する必要がある。このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、事業者の業務遂行能力や同種業務の受託経験等を総合的に評価する公募型プロポーザルにより事業者を選定し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住居確保給付金支給事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
37,544,000円
- 7 契約内容
京都市住居確保給付金支給事業に関する事務のうち、支給申請の相談受付を行う窓口業務、支給決定等に係る事務作業、受給者に対する就労支援等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件委託業務については、離職・廃業された方又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらず就業機会等が減少した方で就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃額を支給するとともに、就職に向けた支援等を実施するものであり、業務内容については、申請の受付、審査、相談、給付金の支給及び対象者の情報管理といった定型業務に加え、定期的な就労活動状況の聴取や面談等による助言指導、日常生活訓練や基礎能力や技能等の習得を支援する日常生活支援等を行う必要があり、競争入札により価格のみをもって委託先を選定することは望ましくない。
これは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」、また、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインに規定する「(1) 特定の1者しか履行できないもの」のうち「イ 特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約」に該当するため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

上記8について、受託者は以下の条件を満たす必要があり、これらの条件をすべて満たすことができる受託先は、生活困窮者等に対する生活支援をはじめ、全市レベルでの地域の社会福祉活動を総合的に推進する法人であり、市内に各区社会福祉協議会を設置し統括する京都市社会福祉協議会のほかには存在しないため、社会福祉法人京都市社会福祉協議会を選定した。

- (1) 利用者の就業に向けた適性把握や面接相談などの就労支援にとどまらず、生活レベルまで踏み込んだ自立支援を実施できる十分な能力を有すると認められること。
- (2) 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とする世帯に対して生活資金や住居入居資金などの貸付を行う「総合支援資金」との密接な連携が図られること。
- (3) 幅広い福祉施策に精通し、必要に応じて、こうした施策へ速やかに繋げられるよう、各区役所・支所保健福祉センターと密接な連携をとることが可能であること。
- (4) 京都市内において、受託業務を実施する十分な体制を整えることができると認められること。

※ 特に、(2)の「総合支援資金」については、社会福祉協議会の実施事業であり、両事業の連携により、住居を喪失した方で住居の入居費用を必要とされる方や、住居確保給付金だけでなく生活資金をも必要とされる方への一体的な対応と効果が期待できる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
令和6年度京都市ホームレス訪問相談事業委託（路上）

2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日
令和6年4月1日

4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条上御霊町64番地1
特定非営利活動法人ゆい

6 契約金額（税込み）
13,932,000円

7 契約内容

市内に起居する路上生活者については、この間、減少傾向にあるものの、令和3年11月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」において、ホームレスの高年齢化や路上生活期間の長期化傾向が見られることが判明している。

こうした者については、路上という厳しい生活環境の中で、日々、生命の危険と直面し、本来ならば、緊急かつ早急な支援施策の活用が望まれるものの、生活保護制度を始め、本市の福祉施策に対する抵抗感や拒否感、また、何らかの精神疾患を要因として、既存の支援施策につながっていないという課題が生じている。

そこで、対象者の自立意欲の高揚を図り、路上生活からの脱却に結びつけることを目的として、直接かつ定期的にホームレスと接し、日々の詳細な生活状況や健康状態を把握したうえで、粘り強く本市支援制度の紹介や利用勧奨を図るなどの積極的な働き掛けを行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件契約の目的を達成するためについては、以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 特定の起居場所を持たない路上生活者に対して、効果的かつ効率的にアプローチを行うことができるよう、当該対象者の日常の行動範囲や行動パターンについて、十分に熟知していること。
- (2) 路上生活者それぞれの生活状況や支援に向けて、課題や障壁となっている事項、更には、効果的な支援が行えるようその者の性格や特性といった詳細な状況まで十分に熟知していること。
- (3) 本市のホームレス支援施策や生活保護制度をはじめとする各種福祉施策に関する高い知識を有していること。
- (4) 路上生活者が抱える特有の課題や路上生活に至った要因について、十分に理解していること。

- (5) 路上生活者の日々の健康状態や細かな体調の変化を察知し、緊急時には、現場において適切に対処できるよう福祉施策や医療制度に精通する看護師や社会福祉士などの専門資格を有する人材を確保していること。
- (6) 生活困窮者自立支援法を根拠として実施するものであることから、同法の規定により法人格を有していること。

これは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」、また、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインに規定する「契約の目的を達成するためには能力その他複数の条件を満たすことが必要である契約であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に特定されるもの」に該当するため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8について、一つ一つの条件については、それを満たす者が複数存在するものの、すべての条件を満たす者は、「特定非営利活動法人ゆい」以外に存在しない。

なお、「特定非営利活動法人ゆい」については、路上生活者に対する支援を行う目的により設立された組織であり、路上生活者特有の課題や路上生活に至った要因について、十分な理解を持ち、本市のホームレス支援施策や生活保護制度についても高い知識を有しているほか、社会福祉士や看護師などの専門資格を有する人材を確保している。

また、当該法人は、当該委託契約の範囲外となる夜間及び休日において、独自の取組により、路上生活者に対する巡回相談等を実施しており、市内に起居する路上生活者の生活実態はもとより、従来の活動を通じて、一部の路上生活者との間で相互理解が確立されているなど、これまでの経験や実績に基づく効果的かつ効率的な支援が可能である。

以上から、他に履行できる団体は存在しないため、特定非営利活動法人ゆいを選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市ホームレス自立支援センター事業運営委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）
41,222,000円

7 契約内容

定まった住居を喪失した者で、都市公園、河川、道路、駅舎等の屋外を起居の場所とする者や、簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者（以下、「ホームレス」という。）の中には、経済的に自立した生活を営む意欲と能力を有する者がいるが、住居を喪失し不安定な生活状態では、求職活動を行うことは困難である。

このため本市では、このようなホームレスを対象として、一時的な宿泊場所の提供及び専任相談員による就労支援を行う「京都市ホームレス自立支援センター（以下、「センター」という。）」事業を実施し、就労による自立支援を推進していく。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務委託については、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うとともに、センターに入所したホームレス（以下、「入所者」という。）が抱える様々な課題について十分に理解したうえで、就労相談や採用面接の訓練といった就労支援や、退所後を見据え、健全な生活を送るための生活訓練、また、居宅生活に移った後に安定した生活を維持するための相談や指導を行う必要がある。

とりわけ、就労支援においては、入所者の就業可能性を高めるため、企業等が求める人材のニーズを十分に把握したうえで、入所者の状況に応じた就労計画書を作成する必要があるが、求人側のニーズについては、短期的なニーズに加え、直近の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えたうえで、長期的な観点からのニーズの把握が必要であり、雇用情勢に関する継続的な調査、分析及び研究も欠かせない。

また、入所者に対しても、日々の生活状況の把握や個別相談を通じて、その者が有する能力や適性等を十分に把握したうえで、職業能力の開発及び向上を図る必要があり、入所者の観察、記録、

見守りなど、きめ細やかな対応が求められる。

このため、本事業では、純粹に価格のみをもって委託先を選定することは望ましくなく、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に規定する「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当するため、公募型プロポーザル方式により、業者の選定を行い、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を募集したところ、1事業者（ソーシャルサービス協会ワークセンター）から応募があった。この事業者について、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、事前に定めた評価基準に沿って評価した結果、受託候補者として相応しいと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市ホームレス訪問相談事業委託（緊急一時宿泊事業及び生活再建一時宿泊事業）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）
31,851,000円
- 7 契約内容
京都市ホームレス緊急一時宿泊事業及び生活再建一時宿泊事業において借り上げた旅館及びホテルに入所した者（以下「支援対象者」という。）に対して、個々人の状態に応じたアセスメント及び生活相談等を行うことで、支援対象者が緊急一時宿泊施設を退所した後に、自らの意思で安定した生活を営むことができるよう支援する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の委託先選定に当たっては、単に価格のみの要素で判断することは適切ではなく、本事業に対する理解度や考え方、ホームレス等の生活困窮者支援に関するノウハウ、業務に従事する職員の能力と体制、人員確保の手段、個人情報保護への対策等を比較する必要がある。
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、業者の選定を行い、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集したところ、応募は、1事業者（公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター）のみであった。当事業者について、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、事前に定めた評価基準に沿って評価した結果、受託候補者として相応しいと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市ホームレス居宅定着支援事業委託（支援員の配置・緊急一時宿泊施設）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）
8,916,000円
- 7 契約内容
本市に起居するホームレスのうち、多重債務、家庭内の人間関係の悪化、精神疾患等の疾病など多様な課題を抱えている者を対象に、路上生活の段階から支援員による集中支援を実施する。とりわけ、精神疾患、知的障害等の影響で居宅生活の維持に不安がある者に対しては、専用の事業所に通所させることで、精神面の安定及び病状の悪化の遅延を図る。
これらを一貫して行うことにより、ホームレスの路上生活からの早期脱却及び居宅における安定した生活を確保できるよう支援するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の委託先選定に当たっては、単に価格のみの要素で判断することは適切ではなく、本事業に対する理解度や考え方、ホームレス等の生活困窮者支援に関するノウハウ、業務に従事する職員の能力と体制、人員確保の手段、個人情報保護への対策等を比較する必要がある。
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、業者の選定を行い、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集したところ、応募は、1事業者（公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター）のみであった。当事業者について、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、事前に定めた評価基準に沿って評価した結果、受託候補者として相応しいと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
就労支援事業（就労意欲喚起等支援事業）及び家計改善支援事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区茶屋町1-27
株式会社東京リーガルマインド
- 6 契約金額（税込み）
145,996,407円

7 契約内容

当事業は、就労歴や就労に対する意欲が乏しい者等、就労に向けた課題をより多く抱えた生活保護受給者及び生活困窮者の状況に応じたきめ細やかな支援を実施するため、カウンセリングに必要な資格を有するなど専門的な技術を持ったキャリアカウンセラーが、個別カウンセリングを行い、就労意欲を喚起するとともに、就労意欲の喚起後には、雇用情勢等の労働市場に関する専門的な知識を有する求人開拓員が、生活保護受給者及び生活困窮者に求人の紹介を行う等の就職活動を支援する。

また、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える相談者からの相談内容に応じ、ファイナンシャルプランナー等の専門的な知識を有する家計改善支援員が、対象者自身が置かれている家計状況を理解できるように、家計の「見える化」を図り、対象者とともに家計の状況を理解し、家計改善の意欲を引き出すとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行い、対象者の家計管理の力を高め、対象者自身が家計を管理できるよう支援する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業については、生活保護を受給している被保護者及び現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者（以下、「被保護者等」という。）を対象に、個々の被保護者等の職歴や生活歴等を丁寧に把握し、きめ細かな相談を実施することで求職活動を支援する「キャリアカウンセラー業務」及びこの相談を通じて、被保護者等の意向、能力及びレベルを見極め、被保護者等一人一人に応じた求職開拓や職業マッチングを実施する「求人開拓業務」を実施することとしている。このため、契約の相手方には、価格以外に本事業に対する理解度や考え方、就労支援に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と体制、人員確保の

手段、個人情報保護への対策等を比較したうえで選定する必要がある。

また、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える相談者（以下「対象者」という。）からの相談に応じ、対象者自身が置かれている家計状況を理解できるように、家計の「見える化」を図り、対象者とともに家計の状況を理解し、家計改善の意欲を引き出すとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行い、対象者の家計管理の力を高め、対象者自身が家計を管理できるよう支援することで、その自立を図っていくことを目的として実施することとしている。このため、契約の相手方には、価格以外に本事業に対する理解度や考え方、家計改善支援に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と体制、人員確保の手段、個人情報保護への対策等を比較したうえで選定する必要がある。

従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、業者の選定を行い、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集したところ、2事業者から応募があり、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき5名の職員で総合評価を行った結果、最低選定基準点（80点）を上回る評価点を獲得し、かつ応募のあった事業者のうち最も優れた提案があったため、当事業を委託できるものと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
チャレンジ就労体験事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
34,096,000円
- 7 契約内容
長期のひきこもりにあるなど、社会や人との関わりに不安を抱き、就労に至ることが困難な者を対象とした就労体験の場の提供や体験者の支援及び就労体験先の開拓
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生活保護を受給している被保護者及び現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の中には、長期の引きこもりや対人関係の構築の失敗等により、就労に対する不安を抱え、ひいては社会との関わりに不安や不信感を抱き、就労に至ることが困難な者が多い。こうした者を対象に、就労への関心を持たせるための動機付け、その関心を高めるための多種多様な就労体験先の提供、さらには就労体験終了後のフォローアップ等、きめ細かに寄り添い、支えることで就労や社会とかかわることへの不安の払しょくを図り、更には自立につなげていくことを目的に、支援対象者に対する支援業務及び就労体験先開拓業務を委託するに当たっては、契約の相手方の能力、技術、経験等により、履行内容、履行方法に顕著な差異が現れるため、契約の相手方には、価格以外に就労支援に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、人員確保の手段、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較したうえで選定する必要がある。
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、専門的な援助の技術力や本業務への理解度、提案内容的確性、業務の実施体制などの観点から業者の選定を行い、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託者を募集したところ、1事業者(社会福祉法人京都市社会福祉協議会)から応募があり、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき4名の職員で総合評価を行った結果、社会福祉法人京都市社会福祉協議会が最低選定基準点(80点)を上回る評価点を獲得し、当事業を委託できるものと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市日常生活訓練事業委託

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日

令和6年9月19日

4 履行期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区桃山町金井戸島13番地48
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター

6 契約金額（税込み）

26,080,000円

7 契約内容

居宅に近い環境での生活訓練を要する方に対して、受託者が居宅に近い環境（アパートの一室等の居室）を確保し、各種支援（健康管理・服薬介助、通院指導、生活訓練、公的サービスの利用支援等）を実施することで、安定した居宅生活を営むことができるよう支援する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の委託先選定に当たっては、単に価格のみの要素で判断することは適切ではなく、本事業に対する理解度や考え方、ホームレス等の生活困窮者支援に関するノウハウ、業務に従事する職員の能力と体制、人員確保の手段、個人情報保護への対策等を比較する必要がある。

従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、業者の選定を行い、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集したところ、応募は、1事業者（公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター）のみであった。当事業者について、企画提案書に基づく

プレゼンテーションを行い、事前に定めた評価基準に沿って評価した結果、受託候補者として相応しいと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度後期高齢者医療保険料収納業務に係る電算処理の委託契約(総合収納システム)
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(予定総額) 5,776,561円
- 7 契約内容
 - (1) 後期高齢者医療保険料に係る市会計管理者扱いの領収済通知書の内容をデータ化してエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を経由して、京都市の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
 - (2) 前号のデータ化した済通の合計と、金融機関が作成した収納日報収納合計票の合計(件数金額)を照合すること。
 - (3) 領収済通知書の画像データは、別途仕様書で定める期間システム上に保管し、システムから削除される前に電磁式記録媒体(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録する媒体をいう。)に収録して京都市に納品すること。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本件委託業務は、後期高齢者医療保険料に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容をデータ化し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。

公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許されない。エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社と三菱UFJ銀行京都支店間には、照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行えるシステムや三菱UFJ銀行京都支店に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートが構築されており、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社以外の第三者が行った場合には、契約内容を迅速且つ確

実に履行することができない。

以上のことから、契約内容の確実な履行が可能なものがエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社1社だけであり、競争入札に適していないため、同社を相手方として、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度国民健康保険料収納業務に係る電算処理の委託契約（総合収納システム）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,557,867円
- 7 契約内容
 - （1）国民健康保険料に係る市会計管理者扱いの領収済通知書の内容をデータ化してエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク（LGWAN）を経由して、京都市の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
 - （2）前号のデータ化した済通の合計と、金融機関が作成した収納日報収納合計票の合計（件数金額）を照合すること。
 - （3）国民健康保険料に係る区会計管理者扱いの領収済通知書等の内容をデータ化してエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク（LGWAN）を経由して、京都市の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
 - （4）領収済通知書の画像データは、別途仕様書で定める期間システム上に保管し、システムから削除される前に電磁式記録媒体（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で記録する媒体をいう。以下に同じ。）に収録して京都市に納品する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、国民健康保険料に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容をデータ化し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。

公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許

されない。エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社と三菱UFJ銀行京都支店間には、照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行えるシステムや三菱UFJ銀行京都支店に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートが構築されており、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社以外の第三者が行った場合には、契約内容を迅速且つ確実に履行することができない。

以上のことから契約内容の確実な履行が可能なものが委託先であるエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社1社だけであり、競争入札に適していないため、同社を相手方として、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度コンビニエンスストアにおける国民健康保険料の収納事務の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）48,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) コンビニエンスストア本部から払い込まれた本市の発行するコンビニエンスストア収納用バーコードが付されている納付書に基づく収納金の取りまとめに関する事。
 - (2) 収納金の本市の指定する金融機関への払込みに関する事。
 - (3) コンビニエンスストア本部から配信された収納情報の取りまとめ及び本市への収納情報の配信に関する事。
 - (4) 収納情報の原本である領収済通知書及び原符の保管に関する事。
 - (5) 収納事務に係る当事者間の折衝及び報告等の調整に関する事。
 - (6) 上記(1)から(5)に付随するもので本市、収納代行業者及びコンビニエンスストア本部が協議して合意した業務に関する事。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現在、国民健康保険料の納付書は、保健福祉局による一括作成のものと区役所・支所保険年金課によるオンライン作成のもの2種類があり、一括作成の納付書は、出納閉鎖日がバーコードの読取期限となっており、オンライン作成の納付書は任意の指定期限の日がバーコードの読取期限となっている。この任意の指定期限の日は、システム上、納付書作成日の2年後の日付まで入力可能であることから、既に指定期限が令和6年度以降の日付の納付書が納付義務者に交付されており、納付義務者がその納付書によってコンビニエンスストアで納付した場合、その収納データは三菱UFJニコス株式会社にしか配信されず、納付された保険料は三菱UFJニコス株式会社に入金されることとなる。そのため、他業者に委託する場合は、既に納付義務者に交付されている納付書を差し替える必要があるが、交付対象が不特定多数であることから、その差替は不可能である。

また、納付可能なコンビニエンスストアは収納代行業者の取扱いコンビニエンスストアに限定されるが、既に交付されている納付書は三菱UFJニコス株式会社の取扱い可能なコンビニエンスストアでしか支払うことができない。そのため、他業者に収納代行業務を委託すると、取扱いコンビニエンスストアが変更となり、既に交付されている納付書に表示されている取扱いコンビニエンスストアと齟齬をきたすことになる。

上記の点から収納代行業者の変更が納付義務者に多大な混乱を与えることが明らかであり、当該業務を遂行可能な業者は三菱UFJニコス株式会社しかなく、競争入札に適していないため、三菱UFJニコス株式会社を相手方として随意契約を締結する。

なお、費用面では、本市国民健康保険のコンビニ収納に係るシステムが、導入時の収納代行業者である三菱UFJニコス株式会社に対応した仕様となっているため、収納代行業者を変更した場合、別途システム改修が必要となり、新たな費用が発生することとなるが、三菱UFJニコス株式会社であればシステム改修に係る費用が不要となる。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市特定健康診査・特定保健指導等システム保守業務
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
北九州市小倉北区鍛冶町2-4-1
日本コンピューター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,052,000円
- 7 契約内容
特定健康診査、特定保健指導及び特定健康診査と同様の健康診査の事務の効率化を図ることを目的に導入している京都市特定健康診査・特定保健指導等システムについての保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本システムは、日本コンピューター株式会社が著作権を有するソフトウェアを作り変えることによって開発を行っているが、制度変更や機能改善のために発生するシステムの仕様変更及び障害発生時の不具合の修正の際には、開発業者以外には公開されていない詳細な技術情報を必要とする。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度集団健康診査予約受付業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
株式会社JTB京都支店、株式会社JTBビジネストラנסフォーム、京都工業株式会社の共同
事業体
京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
代表者 株式会社JTB
- 6 契約金額（税込み）
43,992,837円
- 7 契約内容
京都市国民健康保険の被保険者及び京都市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者を対象とする集団健康診査の予約受付業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
集団健診の予約受付については、単純に受付電話番号や受付ウェブサイトを開設するだけでは、円滑かつ効果的な受付が実施できない。
円滑かつ効果的な予約受付を実施するには、専門業者が有する最新のノウハウや知識が必要となることから、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができない。
よって、プロポーザルに基づく随意契約により、主として価格以外の業務実施体制等や企画提案内容の要素に着目し、最も高い評価点を獲得した株式会社JTB京都支店、株式会社JTBビジネストラנסフォーム、京都工業株式会社の共同事業体を受託候補者として選定し、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導費用支払事務及びデータ管理
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）16,142,986円
- 7 契約内容
 - (1) 令和6年度に実施した特定健康診査の費用支払事務及びデータ管理
 - (2) 令和6年度に実施した特定健康診査に基づく特定保健指導の費用支払事務及びデータ管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

特定健康診査等の費用の支払及びデータの送信事務を行う代行機関には、保険者としての京都市及び健診機関・保健指導機関間における特定健康診査等に要する費用の請求及び支払を円滑に行うことが求められる。

具体的には、支払代行や請求等の事務のために健診機関・保健指導機関及び保険者の情報を管理する機能、事務点検のために契約情報・受診券又は利用券情報を管理する機能、健診機関等から送付された健診データの読み込み、確認及び保険者への振り分け機能、契約内容との整合性、対象者の受診資格の有無等を確認する機能、特定保健指導の開始時期及び終了時期を管理する機能、請求及び支払代行の機能を有することが不可欠であり、現時点では京都府国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の他に受託できる団体が見当たらない。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

国保連合会は、診療報酬の審査支払等の委託先になっており、特定健康診査における費用決済のための仕組みやネットワークについては診療報酬の支払と共通する点が多く、先に挙げた機能を満たす業者と併せて、勘案すると、現時点では国保連合会の他に見当たらず、委託先として選定するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市後期高齢者健康診査費用支払事務及びデータ管理
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）10,589,766円
- 7 契約内容
令和6年度に実施した京都市後期高齢者健康診査の費用支払事務及びデータ管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
後期高齢者健康診査の費用の支払及びデータの送信事務を行う代行機関には、京都市及び健診機関における後期高齢者健康診査に要する費用の請求及び支払を円滑に行うことが求められる。
具体的には、支払代行や請求等の事務のために健診機関及び保険者の情報を管理する機能、事務点検のために契約情報を管理する機能、健診機関等から送付された健診データの読み込み、確認及び保険者への振り分け機能、契約内容との整合性、対象者の受診資格の有無等を確認する機能、請求及び支払代行の機能を有することが不可欠であり、現時点では京都府国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の他に受託できる団体が見当たらない。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 10 契約の相手方の選定理由
国保連合会は、診療報酬の審査支払等の委託先になっており、後期高齢者健康診査における費用決済のための仕組みやネットワークについては診療報酬の支払と共通する点が多く、先に挙げた機

能を満たす業者と併せて、勘案すると、現時点では国保連合会の他に見当たらず、委託先として選定するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月22日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）394,901,836円
- 7 契約内容
令和6年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
被保険者に、同一内容の精度の高い特定健康診査・特定保健指導を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの被保険者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 10 契約の相手方の選定理由
特定健康診査・特定保健指導については、より多くの被保険者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらないため、委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした令和6年度健康診査
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月22日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）396,380,200円
- 7 契約内容
京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした令和6年度健康診査の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
被保険者に、同一内容の精度の高い健康診査を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの被保険者が受診できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした健康診査については、より多くの被保険者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらないため、委託先として選定したものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市国民健康保険特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年6月1日
- 4 履行期間
令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）571,853,812円
- 7 契約内容
令和6年度京都市国民健康保健特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託内容が健診業務であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先の38機関は、いずれも「指定基準」を満たしているほか、令和5年度人間ドック事業を受託し、業務を誠実かつ着実に遂行しており、本健診業務の委託先として適当であると判断したため、選定した。
- 11 その他

別紙

人間ドック委託契約先一覧		
	委託契約先名	住所
1	社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院	京都市北区小山上総町14
2	独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町27
3	社会医療法人西陣健康会（堀川病院）	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町865番地
4	京都第二赤十字病院	京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5
5	医療法人愛寿会（同仁病院）	京都市上京区一条通新町東入東日野殿町394-1
6	公益社団法人信和会（京都市民医連あすかい病院）	京都市左京区田中飛鳥井町89番地
7	一般財団法人日本バプテスト連盟医療団（日本バプテスト病院）	京都市左京区北白川山ノ元町47
8	一般財団法人大和松寿会（中央診療所）	京都市中京区三条通高倉東入樹屋町58番地・56番地
9	医療法人大澤会（大澤クリニック）	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町617番地
10	医療法人大和英寿会（大和診療所）	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577番2 太陽生命御池ビル6, 8, 9階
11	医療法人知音会（御池クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町11番地
12	医療法人知音会（御池クリニックレディースプラザ）	京都市中京区西ノ京下合町11番地
13	公益社団法人京都保健会（京都市民医連太子道診療所）	京都市右京区太秦棚森町18-13京医協ビル2階
14	一般財団法人京都工場保健会	京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
15	一般財団法人京都予防医学センター	京都市中京区西ノ京左馬寮町28番地
16	地方独立行政法人京都市立病院機構	京都市中京区壬生東高田町1の2
17	医療法人知音会（四条烏丸クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町11番地
18	京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15丁目749番地
19	医療法人社団洛和会（音羽病院）	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
20	一般財団法人京都工場保健会（山科健診クリニック）	京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
21	一般社団法人京都微生物研究所	京都市山科区川田御出町3番地の4
22	医療法人創健会（西村診療所）	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地 ホテルグランヴィア京都3F
23	医療法人財団康生会（タケダクリニック）	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地5
24	医療法人啓信会（京都四条診療所）	京都府城陽市平川西六反26-1
25	社会医療法人健康会（京都市南病院）	京都市下京区西七条南中野町8番地
26	医療法人同仁会（社団）（京都九条病院）	京都市南区唐橋羅城門町10番地
27	医療法人同仁会（社団）（同仁会クリニック）	京都市南区唐橋羅城門町10番地
28	医療法人社団洛和会（東寺南病院）	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
29	社会医療法人太秦病院（うずまさ診療所）	京都市右京区太秦帷子ヶ辻町30番地4
30	医療法人清仁会（洛西シミズ病院）	京都市西京区山田中吉見町11の2
31	医療法人清仁会（洛西ニュータウン病院）	京都市西京区山田中吉見町11の2
32	三菱京都病院	京都市西京区桂御所町1番地
33	社会福祉法人京都社会事業財団（京都桂病院）	京都市西京区山田平尾町17番地
34	医療法人医仁会（武田総合病院）	京都市伏見区石田森南町28番1号
35	医療法人朋友会（鳥羽健診クリニック）	京都市伏見区下鳥羽六反長町109番地
36	一般財団法人京都労働災害被災者援護財団（京都市南診療所）	京都市伏見区竹田中宮町98番地
37	医療法人社団蘇生会（蘇生会総合病院）	京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
38	医療法人社団淀さんせん会（金井病院）	京都市伏見区淀木津町612番地12

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする健康診査[人間ドック健診]
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年7月1日
- 4 履行期間
令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）38,743,500円
- 7 契約内容
令和6年度京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする健康診査[人間ドック健診]の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託内容が健診業務であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先の38機関は、いずれも「指定基準」を満たしているほか、令和5年度人間ドック事業を受託し、業務を誠実かつ着実に遂行しており、本健診業務の委託先として適当であると判断したため、選定したものである。
- 11 その他

別紙

人間ドック委託契約先一覧		
	委託契約先名	住所
1	社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院	京都市北区小山上総町14
2	独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町27
3	社会医療法人西陣健康会（堀川病院）	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町865番地
4	京都第二赤十字病院	京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5
5	医療法人愛寿会（同仁病院）	京都市上京区一条通新町東入東日野殿町394-1
6	公益社団法人信和会（京都民医連あすかい病院）	京都市左京区田中飛鳥井町89番地
7	一般財団法人日本バプテスト連盟医療団（日本バプテスト病院）	京都市左京区北白川山ノ元町47
8	一般財団法人大和松寿会（中央診療所）	京都市中京区三条通高倉東入樹屋町58番地・56番地
9	医療法人大澤会（大澤クリニック）	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町617番地
10	医療法人大和英寿会（大和診療所）	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577番2 太陽生命御池ビル6, 8, 9階
11	医療法人知音会（御池クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町11番地
12	医療法人知音会（御池クリニックレディースプラザ）	京都市中京区西ノ京下合町11番地
13	公益社団法人京都保健会（京都民医連太子道診療所）	京都市右京区太秦棚森町18-13京医協ビル2階
14	一般財団法人京都工場保健会	京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
15	一般財団法人京都予防医学センター	京都市中京区西ノ京左馬寮町28番地
16	地方独立行政法人京都市立病院機構	京都市中京区壬生東高田町1の2
17	医療法人知音会（四条烏丸クリニック）	京都市中京区西ノ京下合町11番地
18	京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15丁目749番地
19	医療法人社団洛和会（音羽病院）	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
20	一般財団法人京都工場保健会（山科健診クリニック）	京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
21	一般社団法人京都微生物研究所	京都市山科区川田御出町3番地の4
22	医療法人創健会（西村診療所）	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地 ホテルグランヴィア京都3F
23	医療法人財団康生会（タケダクリニック）	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地5
24	医療法人啓信会（京都四条診療所）	京都府城陽市平川西六反26-1
25	社会医療法人健康会（京都南病院）	京都市下京区西七条南中野町8番地
26	医療法人同仁会（社団）（京都九条病院）	京都市南区唐橋羅城門町10番地
27	医療法人同仁会（社団）（同仁会クリニック）	京都市南区唐橋羅城門町10番地
28	医療法人社団洛和会（東寺南病院）	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
29	社会医療法人太秦病院（うずまさ診療所）	京都市右京区太秦帷子ヶ辻町30番地4
30	医療法人清仁会（洛西シミズ病院）	京都市西京区山田中吉見町11の2
31	医療法人清仁会（洛西ニュータウン病院）	京都市西京区山田中吉見町11の2
32	三菱京都病院	京都市西京区桂御所町1番地
33	社会福祉法人京都社会事業財団（京都桂病院）	京都市西京区山田平尾町17番地
34	医療法人医仁会（武田総合病院）	京都市伏見区石田森南町28番1号
35	医療法人朋友会（鳥羽健診クリニック）	京都市伏見区下鳥羽六反長町109番地
36	一般財団法人京都労働災害被災者援護財団（京都城南診療所）	京都市伏見区竹田中宮町98番地
37	医療法人社団蘇生会（蘇生会総合病院）	京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
38	医療法人社団淀さんせん会（金井病院）	京都市伏見区淀木津町612番地12

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市国民健康保険における情報データ（レセプト及び健診結果）を用いた保健事業及び医療費適正化事業業務委託

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部保険年金課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都品川区西五反田1-3-8 五反田PLACE 2階
株式会社キャンサースキャン

6 契約金額（税込み）

103,388,934円

7 契約内容

(1) 特定健康診査受診勧奨業務

京都市国民健康保険の被保険者である40歳以上の方を対象とする特定健康診査の受診勧奨

(2) 生活習慣病重症化予防対象者抽出等業務

京都市国民健康保険の被保険者のうち、生活習慣病重症化予防の観点で医療機関への受診が必要な対象者（医療機関未受診者、糖尿病治療中断者）の抽出及び介入後の効果検証

(3) 後発医薬品差額通知書作成等業務

京都市国民健康保険の被保険者を対象に後発医薬品差額通知書の作成、送付及び効果検証

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(1) 特定健康診査受診勧奨業務について

特定健康診査の受診勧奨については、近年、多くの自治体において、高度なデータ分析手法や、最新の認知科学・行動科学等の知見を活用した受診勧奨の実施が主流となっており、国においても、そうした効果的な受診勧奨の実施に必要な経費を交付金対象とするなど推進している。他都市と同様に本市においても、国の方向性を踏まえた高度で効果的な受診勧奨を実施するに当たっては、専門業者が有する最新のノウハウや知識が必要不可欠となる。そのため、プロポーザルに基づく随意契約により、主として価格以外の業務実施体制等や企画内容の要素に着目し、契約の相手方の選定を行ったもの。なお、プロポーザルに係る評価基準について、外部有識者への意見聴取を行った。

(2) 生活習慣病重症化予防対象者抽出等業務について

対象者の抽出という業務の性質上、疾病や薬剤への専門的な知識を有することが必要なうえ、保健事業において適宜更新される国の要綱等に精通し、本市独自の基準に対応可能な専門職でなければ業務の実施が困難である。そのため、プロポーザルに基づく随意契約により、主として価格以外の業務実施体制等や企画内容の要素に着目し、契約の相手方の選定を行なったもの。なお、プロポーザルに係る評価基準について、外部有識者への意見聴取を行った。

(3) 後発医薬品差額通知書作成等業務について

通知書については、後発医薬品を使用した場合に差額が出る者に対して単に送付するだけでは、効果的な勧奨が実施できない。効果的な勧奨を実施するには、薬剤等の専門的な知識が必要であり、どの薬に対してどの様に勧奨を実施すれば、より効果が見込めるか等は、価格のみの競争入札では選定不可能である。専門業者が持つノウハウを効果的に活用するため、プロポーザルに基づく随意契約により、主として価格以外の業務実施体制等や企画内容の要素に着目し、契約の相手方の選定を行なったもの。なお、プロポーザルに係る評価基準について、外部有識者への意見聴取を行った。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度重度障害老人健康管理費支給事務等に係る委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）14,215,000円
- 7 契約内容
 - （1）健康管理費支給額の算定
 - （2）算定した健康管理費支給額情報の提供
 - （3）健康管理事業に協力する京都府内の保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対する健康管理費支給事務
 - （4）健康管理事業に協力する京都府内の施術所等に係る健康管理費審査事務
 - （5）健康管理費に係る第三者行為損害賠償求償事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

健康管理費支給額の算定には後期高齢者医療制度の高額療養費情報が必要となるが、当該情報の算定事務については京都府国民健康保険団体連合会が京都府後期高齢者医療広域連合より委託を受けており、ほかに当該業務を受託できる団体がないため。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度制度改正に伴う健康管理費システム改修（開発）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年7月1日
- 4 履行期間
契約締結日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和6年度制度改正に伴う健康管理費システム改修コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,492,803円
- 7 契約内容
重度障害老人健康管理費支給制度の制度改正（重度の精神障害等のある方への対象拡大）の対応に必要なシステム改修の開発作業を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
後期高齢オンラインシステムのサブシステムである健康管理費システムは日本電気株式会社製であり、同社及び、同社が有する技術情報の使用を許諾され同社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができる株式会社ワードシステムによるコンソーシアムのみ、システム環境を正常に維持しつつ改修を実施することが可能であるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度制度改正に伴う健康管理費システム改修（総合テスト・システム移行、令和6年度実施分）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年8月1日
- 4 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和6年度制度改正に伴う健康管理費システム改修コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,578,800円
- 7 契約内容
重度障害老人健康管理費支給制度の制度改正（重度の精神障害等のある方への対象拡大）の対応に必要なシステム改修の総合テスト及びシステム移行作業を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
後期高齢オンラインシステムのサブシステムである健康管理費システムは日本電気株式会社製であり、同社及び、同社が有する技術情報の使用を許諾され同社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができる株式会社ワードシステムによるコンソーシアムのみ、システム環境を正常に維持しつつ改修を実施することが可能であるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険診療報酬内容審査業務
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）33,001,800円

- 7 契約内容
診療報酬明細書（レセプト）の内容審査

- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託先である京都府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条の規定に基づき、都道府県ごとに会員である保険者（市町村及び国民健康保険組合）が共同して設立する国民健康保険法の目的を達成するために必要な事業を行う公の法人であり、京都府内の医療機関からの国民健康保険レセプトデータを受付、管理している唯一の団体である。

国民健康保険レセプトデータ等の伝送に使用するシステムは、連合会が京都デジタル疎水ネットワークを利用して独自に設計・開発したものであり、連合会側・各保険者側のシステムの設定・管理・運用は連合会が一元的に実施している。

本業務は、高額療養費の給付業務など被保険者への影響を考慮し、保険者として早期に実施する必要があり、かつ、レセプトデータという高度の機密性を要する個人情報の取扱いを極めて慎重に行わなければならない。

従って、本件業務を履行できるのは連合会において他になく、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約を締結した。

- 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険オンラインシステム端末機器等運用保守
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
国民健康保険オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,150,820円
- 7 契約内容
国民健康保険オンラインシステムの端末機器等の運用保守を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守対象となる機器等は、日本電気株式会社が指定する機器を使用する必要があり、その保守運用についても日本電気株式会社以外では対応できないため。
(1) 国民健康保険オンラインシステムのホストコンピュータは日本電気株式会社製の汎用機（ACOS）であるが、稼動に当たっては、汎用機のソフトウェアを端末機上で稼動させるための「エミュレーターソフトウェア」が必要となる。
当該ソフトウェアは、製造者が他に公開していない汎用機的设计思想、構造及びOSその他のソフトウェアに関する技術情報を基に作成されるため、当該製造者以外の者は作成することができない。
(2) エミュレーターソフトウェアは、日本電気株式会社が著作権を有するうえ、その内容は非公開であり、他者に提供されておらず、日本電気株式会社以外の者が作製した端末用機器の場合は、当該ソフトウェアについて動作確認されない。
さらに、ACOS端末機能を稼動させるための当該ソフトウェアについて動作保証されている端末機器は、日本電気株式会社が自らの業務用パソコンを基にACOS専用の付属機器として独自仕様により開発したものであり他の製品での代替ができない。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区江戸堀三丁目1番31号 R&Hビル
株式会社コアジャパン
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,205,661円
- 7 契約内容
柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書の内容点検及び患者照会発送業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
療養費の適正化を目的とした契約であり、内容点検等の実施に当たっては、価格だけでなく、実施方法等について、業者ごとに顕著な差異が現れるものと推察されるものであり、競争入札に適さないため、プロポーザル方式により業者選定後、随意契約を行う。
プロポーザルの実施に当たっては、京都市ホームページにおいて参加者を募集し、「柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務受託候補者選定委員会」を開催した。プロポーザルによる評価の上、株式会社コアジャパンを受託候補者として選定した。その後、委託内容の詳細について合意を得たため、株式会社コアジャパンを委託契約先とした。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
第三者行為損害賠償求償事務の委託（国民健康保険、福祉医療制度等）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,700,000円
- 7 契約内容
京都市国民健康保険に係る第三者行為損害賠償求償事務。
また、上記委託案件の被保険者が、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市老人医療費支給条例、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例による福祉医療費助成事業の対象者である場合は、上記委託案件と併せて、各条例に基づく同事務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
第三者行為損害賠償求償事務の委託については、国民健康保険法第64条第3項及び国民健康保険法施行規則第32条の7において、国民健康保険団体連合会にのみ委託が可能と定められており、当該契約内容の事務については、京都府下地域を管轄する京都府国民健康保険団体連合会以外行うことができないことから、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険被保険者証作成及び封入封かん業務委託等
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年8月9日
- 4 履行期間
令和6年8月9日から令和6年12月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階
TOPPANエッジ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）22,254,430円
- 7 契約内容
京都市国民健康保険規則第4条に基づき、年に1回、10月に実施される被保険者証の一斉更新に係る被保険者証及び関係帳票の作成及び封入封かんの委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
被保険者証の素材については、印字する際にトナーの滲みや裏写りがなく、水分や熱等に対する耐久性に優れたものを選定する必要がある。紙の表面にコーティングが施されている合成紙は水や熱等の耐久性に優れており、他保険者でも多く使用されているものであるが、京都市ではこれまでに、合成紙の中でも最も耐久性に優れ、トナーの滲みや裏写りが無いピーチコート紙を被保険者証の素材として選定しており、今年度についてもピーチコート紙を使用する。
現在、委託内容を受託可能な数社にピーチコート紙の取扱状況を確認したところ、TOPPANエッジ株式会社の1社のみが取り扱っていたことから、TOPPANエッジ株式会社を委託先に選定し、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年5月29日
- 4 履行期間
令和6年6月6日から令和6年8月2日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8 京都三井ビルディング4階
株式会社マイナビワークス
- 6 契約金額（税込み）
22,916,002円
- 7 契約内容
市民対応業務及びその他の事務補助業務に従事するスタッフの派遣
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は市民対応業務及びその他の事務補助業務を行うことによる、事務の効率化、適正化を目的としている。このため、実施に当たっては、価格だけでなく、実施方法等について、業者ごとに顕著な差異が現れるものと推察されるため、事業者の選定は、プロポーザル方式を採用した。京都市ホームページにおいて参加者を募集し、令和5年4月26日に「区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託候補者選定委員会」を開催したところ、参加事業者（2社）のうち株式会社マイナビワークスがより高い評価点を得たため、受託候補者として選定した。その後、委託内容の詳細について合意を得たため、株式会社マイナビワークスを委託先として随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託」コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,671,340円
- 7 契約内容
国民健康保険料滞納整理支援システムの運用保守
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
日本電気株式会社は、NECソリューションイノベータ株式会社及び北日本コンピューターサービス株式会社と「京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託」コンソーシアムを結成し、共同で契約を履行するとしているが、本システムのアプリケーション部分は、北日本コンピューターサービス株式会社の開発する製品であり、また、本システムを使用するための基盤（仮想サーバー、仮想端末環境、認証システム）の構築は日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社が行っており、運用保守作業の際には、各社のみが保有する公開されていない詳細な技術情報を必要とする。
以上から、この業務を唯一行える「京都市国民健康保険料滞納整理支援システム運用保守業務委託」コンソーシアムと随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
庁内連携サーバと国保情報集約サーバの一体化対応及びサーバOS等更新業務
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年7月1日
- 4 履行期間
令和6年7月1日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「庁内連携サーバと国保集約システムサーバの一体化対応及びサーバOS更新業務委託」作業分コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,679,755円
- 7 契約内容
庁内連携サーバと国保情報集約サーバのシステム更新及び機能統合を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
マイナンバー連携システムのデータを国民健康保険オンラインシステムに取り込むことを目的とした庁内連携サーバと国保の資格情報等を連携する国保情報集約サーバの一体化対応及びサーバOS更新を行うものである。このため、当該更新に当たっては、本市の基幹業務システムとして現在も大きな役割を担っている同システムに悪影響を及ぼさないよう最大限の注意を払うとともに、更新の過程で万が一障害等の問題が発生した場合に迅速に復旧できる体制が必要となるが、本市のマイナンバー連携システムや基幹業務システムは日本電気株式会社（以下、「日本電気」という。）が開発を行っており、同システムの仕様等詳細な技術情報及び著作権は同社のみが保持している。
なお、本業務の履行に当たっては、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して受託業務の履行を行うこととしていることから、コンソーシアム契約（複数事業者による連合体との契約）を行っている。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険高額療養費簡素化に伴うシステム改修（要件定義）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年7月1日
- 4 履行期間
令和6年7月1日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
国民健康保険高額療養費簡素化に伴う改修コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,929,000円
- 7 契約内容
高額療養費支給における勸奨業務簡素化に伴い対応が必要なシステム改修に係る要件について、要件定義を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。
現行の国民健康保険オンラインシステムは「資格」「賦課」「給付」「徴収」等のサブシステムからなっており、これらのサブシステムが相互に連携しながら一体となって機能している。当該サブシステムに係る基盤開発及び保守管理については日本電気が行っており、そのプログラムや定義情報（ファイル、画面、帳票等）についての著作権についても、日本電気が有している。
今回のシステム改修は、「給付」のサブシステムを対象とするものであり、本委託契約の業務を行えるのは日本電気に限られ契約の相手方が特定されるため、その性質又は目的が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修（要件定義その1）

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部保険年金課

3 契約締結日

令和6年5月1日

4 履行期間

令和6年5月1日から令和6年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

42,350,000円

7 契約内容

国民健康保険被保険者証の廃止（健康保険証とマイナンバーカードの一体化）に伴い、適正な処理が可能となるようシステム改修（国民健康保険オンラインシステム）を行うため、要件定義作業を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。

現行の国民健康保険オンラインシステムは「資格」「賦課」「給付」「徴収」等のサブシステムからなっており、これらのサブシステムが相互に連携しながら一体となって機能している。当該サブシステムに係る基盤開発及び保守管理については日本電気が行っており、そのプログラムや定義情報（ファイル、画面、帳票等）についての著作権についても、日本電気が有している。

今回のシステム改修は、「給付」のサブシステムを対象とするものであり、本委託契約の業務を行えるのは日本電気に限られ契約の相手方が特定されるため、その性質又は目的が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修（開発その1）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年7月1日
- 4 履行期間
令和6年7月1日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
140,162,453円
- 7 契約内容
国民健康保険被保険者証の廃止（健康保険証とマイナンバーカードの一体化）に伴い、適正な処理が可能となるようシステム改修（国民健康保険オンラインシステム）を行うため、開発作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。
現行の国民健康保険オンラインシステムは「資格」「賦課」「給付」「徴収」等のサブシステムからなっており、これらのサブシステムが相互に連携しながら一体となって機能している。当該サブシステムに係る基盤開発及び保守管理については日本電気が行っており、そのプログラムや定義情報（ファイル、画面、帳票等）についても、日本電気が特許権を有している。
今回のシステム改修は、「資格」及び「給付」のサブシステムを対象とするものであり、前述のとおり著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、特許権を有している日本電気しか履行ができないため、契約の相手先が特定され、他社との競争が成立せず競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修（総合テストその1）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
令和6年9月25日
- 4 履行期間
令和6年9月25日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,785,200円
- 7 契約内容
国民健康保険被保険者証の廃止（健康保険証とマイナンバーカードの一体化）に伴い、適正な処理が可能となるようシステム改修（国民健康保険オンラインシステム）を行うため、総合テスト作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。
現行の国民健康保険オンラインシステムは「資格」「賦課」「給付」「徴収」等のサブシステムからなっており、これらのサブシステムが相互に連携しながら一体となって機能している。当該サブシステムに係る基盤開発及び保守管理については日本電気が行っており、そのプログラムや定義情報（ファイル、画面、帳票等）についての著作権についても、日本電気が有している。
今回のシステム改修は、「給付」のサブシステムを対象とするものであり、本委託契約の業務を行えるのは日本電気に限られ契約の相手方が特定されるため、その性質又は目的が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
高齢者就労援助事業委託（公園の除草業務）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町2番地
公益社団法人京都市シルバー人材センター
- 6 契約金額（税込み）
16,812,816円
- 7 契約内容
高齢者の就労の場の確保及び高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、公園の除草業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを支援するという政策目的を達成できるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であるため。
・高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度全国健康福祉祭参加者派遣等事業
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都4階
一般社団法人京都市老人クラブ連合会
- 6 契約金額（税込み）
13,273,953円
- 7 契約内容
参加者の選考及び全種目の参加者の派遣に関する事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては、スポーツや文化活動を通じて、高齢者の健康増進や社会参加を促進するという事業目的を十分に理解したうえで、参加者の選考に当たっては各種競技団体と調整のうえ選考会を企画し、参加者の派遣に当たっては、参加者、競技団体及び開催都道府県の実行委員会等との確かな連絡調整を行う能力が求められ、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
一般社団法人 京都市老人クラブ連合会は、市内約840の単位老人クラブで組織される市内最大の高齢者の組織として高齢者福祉活動を展開し、老人クラブの育成を通して、高齢者の健康増進や社会参加の促進に重要な役割を果たし、本市の事業目的を十分に理解している。
また、過去の全国健康福祉祭における参加者選考及び選手派遣に係る業務を受託し、適正に履行しており、各種目の選考会の企画や競技団体、参加者及び開催県の実行委員会等との連絡調整等を

円滑に進めることができる唯一の団体である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
健康すこやか学級事業
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
105,374,600円
- 7 契約内容
介護予防に関する知識の普及・促進を目的とした講座の開催、介護予防に資する軽易な運動、レクリエーション、健康状態の確認等のサービスを提供する健康すこやか学級事業の実施を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、介護予防に関する意識の向上、社会参加の促進や閉じこもり予防等を目的としており、事業効果を高めるためには、対象者の日常的な生活圏域である元学区単位での定期的な実施が望ましいが、市内ほぼ全ての元学区に活動組織を有し、本事業の履行が可能であるのは同法人のみであることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業については、介護予防に関する意識の向上、社会参加の促進や閉じこもり予防等を目的としており、対象者の日常的な生活圏域である元学区単位での定期的な実施が望ましい。市内ほぼ全ての元学区に福祉事業の活動組織を有しているのは、本市においては同法人のみであり、また在宅高齢者等に対する事業を行ってきた実績のある同法人に委託することにより、円滑かつ適正な事業

の実施が見込まれる。なお、同法人は、配食サービス事業などの地域に密着した福祉活動やボランティア活動等に積極的に取り組んでいることから、本事業の実施に必要な地域ボランティアの協力を得ることが可能である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度前立腺がん検診委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）19,793,368円
- 7 契約内容
前立腺がん検診の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度胃がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）43,177,892円
- 7 契約内容
胃がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度胃がん検診委託（集団実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）31,489,864円
- 7 契約内容
胃がん検診の実施（集団実施）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度胃がんリスク層別化検診委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,255,751円
- 7 契約内容
胃がんリスク層別化検診の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度大腸がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
（当初）令和6年4月1日
（変更後）令和6年8月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（当初）（予定総額）15,330,394円
（変更後）（予定総額）16,226,894円
- 7 契約内容
大腸がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
変更契約の理由について、大腸がん検診（個別）委託契約における一般事務経費（固定事務費）について、国の動きに合わせたシステム改修が必要となったため、契約を変更し、追加で経費支出を行う必要があったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定したものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度大腸がん検診委託（集団・施設実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）36,492,540円
- 7 契約内容
大腸がん検診の実施（集団・施設実施）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度乳がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）65,841,347円
- 7 契約内容
乳がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度乳がん検診委託（集団実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）39,878,639円
- 7 契約内容
乳がん検診の実施（集団実施）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度子宮頸がん検診委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）137,866,100円
- 7 契約内容
子宮頸がん検診の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市健康診査・保健指導の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,644,000円
- 7 契約内容
健康増進法第19条の2に基づく健康診査及び保健指導
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできない。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
健康増進法第19条の2に基づく健康診査及び保健指導については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度がんセット検診委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月26日
- 4 履行期間
令和6年4月26日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京左馬寮町28
一般財団法人京都予防医学センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）57,549,207円
- 7 契約内容
がんセット検診の実施委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民の方に、同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民の方が安心して受診できる体制、十分な検診精度が必要であり、価格競争のみによって業者を選定することは、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
がん検診は単に一次検診を行うのみでなく、検診により精密検査を要する方に対して行う二次検診（精密検査）の受診勧奨や、精密検査受診結果における発見がん数、がん発見率、陽性的中率等の統計データによる精度管理等を行い、検診精度の向上のため、常に検証していく必要があり、これを満たす業者は一般財団法人京都予防医学センターの他にないため、委託先として選定したものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「いきいきシニアポイント」運營業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7,995,625円
- 7 契約内容
令和6年度「いきいきシニアポイント」の事業運営を行うとともに、市民の健康づくりに関する効果的な広報を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業（健康ポイント事業）は、健康づくりに対して比較的関心が少ない方や日常的に取り組んでいない方でも、気軽に達成感を得ながら健康的な習慣の定着を図ることを目的に平成28年度から実施している。
これまで以上に内容の充実・改善を図り、全市民が参加したくなるような企画とし、本事業をきっかけに、健康づくりの大切さについて分かりやすく、効果的な広報等を行うことで、「健康長寿のまち・京都」の取組をさらに推進するため、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルによる募集及び審査を行い、受託事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

受託候補者診査基準に基づき、本市が選定会議により審査を行った。今回、応募者が1者であったため、受託候補者審査基準に記載のある「応募者が1者であった場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定する。」に基づき、選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（北区・上京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区大宮中林町10番地 シェモワ・アサヒ311号
一般社団法人京都北医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,842,000円
- 7 契約内容
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。
本事業を着実に実施するためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠であり、競争入札に付することが適当でない認められるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本件における事業対象エリアは北区・上京区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人 京都北医師会、上京東部医師会及び一般社団法人 京都市西陣医師会である。これまで取り組んでいる三医師会合同の事業については、一般社団法人 京都北医師会が受託したうえで、三医師会が協力して取り組んできた経緯がある。

そのため本事業についても、同様に行うことについて三医師会で合意している。よって、同センターの設置を含めた本件の受託が可能となるのは一般社団法人 京都北医師会を除いて他にないと判断し、委託契約を行った。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（左京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岩倉大鷲町4-2-2番地 国立京都国際会館内
一般社団法人左京医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,842,000円
- 7 契約内容
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。
本事業を着実に実施するためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠であり、競争入札に付することが適当でない認められるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本件における事業対象エリアは左京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人 左京医師会を除いて他にないと判断し、委託契約を行った。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（中京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地 京都府医師会館7階
一般社団法人中京区在宅医療センター
- 6 契約金額（非課税）
15,842,000円
- 7 契約内容
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。
本事業を着実に実施するためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠であり、競争入札に付することが適当でない認められるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本件における事業対象エリアは中京区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人中京東部医師会及び京都市中京西部医師会である。本事業については、二医師会合同で一般社団法人 中京区在宅医療センターを立ち上げ、当該法人において受託することで合意されている。よって、同センターの設置を含めた本件の受託が適当となるのは、一般社団法人 中京区在宅医療センターを除いて他にないと判断し、委託契約を行った。

※ なお当該法人は、本事業の実施にあたり、一般社団法人 中京東部医師会及び中京西部医師会と連携し、両医師会の組織的合意を踏まえて行うものとする。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（下京区・南区・東山区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区唐橋堂ノ前町15-9 エステート南ビル3F
一般社団法人下京西部医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,842,000円
- 7 契約内容
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。
本事業を着実に実施するためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠であり、競争入札に付することが適当でない認められるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本件における事業対象エリアは下京区・南区・東山区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人 下京西部医師会、下京東部医師会、及び東山医師会である。医師会の体制や事務局機能等の状況から、同センターの設置を含めた本件の受託が可能となるのは一般社団法人 下京西部医師会を除いて他にないと判断し、委託契約を行った。

※ なお、下京東部医師会及び東山医師会は本事業に関し必要な協力を行っていくこととしている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（山科区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区音羽西林9番地
一般社団法人山科医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,842,000円
- 7 契約内容
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。
本事業を着実に実施するためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠であり、競争入札に付することが適当でない認められるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本件における事業対象エリアは山科区であり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人 山科医師会を除いて他にないと判断し、委託契約を行った。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（右京区）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区梅津神田町57番地
一般社団法人右京医師会

6 契約金額（非課税）

15,842,000円

7 契約内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。

本事業を着実に実施するためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠であり、競争入札に付することが適当でない認められるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本件における事業対象エリアは右京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人 右京医師会を除いて他にないと判断し、委託契約を行った。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（西京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区桧原下ノ町8 桧原公会堂2階
一般社団法人西京医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,842,000円
- 7 契約内容
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。
本事業を着実に実施するためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠であり、競争入札に付することが適当でない認められるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本件における事業対象エリアは西京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人 西京医師会を除いて他にないと判断し、委託契約を行った。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業の実施に関する委託（伏見区）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区深草大亀谷八島町13
一般社団法人伏見医師会

6 契約金額（非課税）

15,842,000円

7 契約内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援を実施できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とした在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。

本事業を着実に実施するためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠であり、競争入札に付することが適当でない認められるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本件における事業対象エリアは伏見区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人 伏見医師会を除いて他にないと判断し、委託契約を行った。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域支え合い活動創出事業の実施に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都3階
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（非課税）
91,203,000円
- 7 契約内容
地域支え合い活動創出コーディネーターの設置及び各区地域支え合い活動調整会議の運営に関する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
介護保険法改正により平成27年度に市町村の義務的事業として生活支援体制整備事業が創設された。これに伴い本市においては、平成28年度から生活支援サービスを創出する取組を推進するため、「地域支え合い活動創出事業」を開始している。
事業実施の中心となる「生活支援コーディネーター」については、「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる人材」が求められており、これまでに地域での活動実績があり、事業開始当初にプロポーザル方式で選定した当該団体に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託契約に当たっては、事業開始当初プロポーザル方式で選定された社会福祉法人京都市社会福

社協議会を引き続き受託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域包括支援センター運営事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）1,388,502,329円
- 7 契約内容
地域包括支援センター運営事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域包括支援センターとして実施する、介護保険法第115条の45第1項第1号ニに掲げる「第一号介護予防支援事業及び介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号に掲げる包括的支援事業」等は、同法において市町村が実施することとされているが、当該事業を委託する場合は、同法第115条の47の規定において、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者（本件において委託の対象としている者）その他の厚生労働省令で定める者に委託できるものと規定されており、その目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
地域包括支援センターとして実施する事業は①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③虐待防止等権利擁護事業、④包括的・継続的ケアマネジメント事業及び⑤介護予防普及啓発事業等となっている。これらの事業は、従来から本市の委託事業として実施してきた在宅介護支

援センター運営事業を基本とするものであり、選定事業者は、これまでも高齢者に係る医療、保健及び福祉事業の分野で十分な実績がある。

また介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議においても、「(前略) 公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根差した活動を行っている在宅介護支援センターの活用を含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。」とされており、選定結果は、当該決議の主旨を尊重するものである。

さらに平成17年11月1日に実施した、在宅介護支援センター設置法人に対する受託意向確認によって受託の意向を示した74センターのうち、評価の結果、適切な事業運営が確保できるセンターとして選定かつ地域包括支援センターの公正・中立な運営等を確保するために設置する地域包括支援センター運営協議会（構成員：当時の京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（現在の京都市高齢者施策推進協議会）の委員）の承認を得た法人であるため。

11 その他

別紙

＜委託法人一覧＞

センター名	運営法人名	住所
原谷	社会福祉法人七野会	北区大北山長谷町 5 番地の 36
紫竹	医療法人葵会	北区紫竹西南町 65 の 3、131 番地
鳳徳	一般財団法人京都地域医療学際研究所	中京区壬生東高田町 1 番 9
紫野	社会福祉法人京都福祉サービス協会	中京区壬生御所ノ内町 39 番地 5
乾隆	公益社団法人京都保健会	右京区太秦棚森町 18-13 京医協ビル 2 階
大原	社会福祉法人行風会	左京区大原戸寺町 380 番地
左京南	公益社団法人信和会	左京区田中飛鳥井町 89 番地
左京北	社会福祉法人市原寮	左京区静市市原町 1278 番地
岩倉	医療法人三幸会	左京区岩倉上蔵町 123 番地
白川	社会福祉法人市原寮	左京区静市市原町 1278 番地
朱雀	医療法人社団洛和会	中京区西ノ京車坂町 9 番地
洛東	社会福祉法人洛東園	東山区本町 15 丁目 794 番地
音羽	医療法人社団洛和会	中京区西ノ京車坂町 9 番地
山階	一般社団法人愛生会	山科区竹鼻四丁野町 19 番地の 4
大宅	社会福祉法人京都悠仁福祉会	伏見区深草正覚町 23 番地
下京西部	社会医療法人健康会	下京区西七条南中野町 8 番地
下京中部	医療法人財団康生会	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 841 番地の 5
唐橋	医療法人同仁会（社団）	南区唐橋羅城門町 10 番地
嵯峨	社会福祉法人健光園	右京区嵯峨大覚寺門前六道町 12 番地
花園	社会福祉法人健光園	右京区嵯峨大覚寺門前六道町 12 番地
嵐山	社会福祉法人嵐山寮	右京区嵯峨天竜寺北造路町 17 番地
梅津	社会福祉法人富士園	右京区梅津尻溝町 28 番地

常盤野	医療法人トキワ会	右京区常盤東ノ町 22 番 5
京北	社会福祉法人北桑会	右京区京北上中町宮ノ下 22 番地
西京北部	社会福祉法人京都社会事業財団	西京区山田平尾町 17 番地
西京南部	社会福祉法人京都基督教福祉会	西京区檜原百々ヶ池 3 番地
沓掛	社会福祉法人洛西福祉会	西京区大枝北沓掛町一丁目 3 番地 1
境谷	医療法人清仁会	西京区山田中吉見町 11 番地の 2
下鳥羽	社会福祉法人永山会	伏見区下鳥羽但馬町 150 番地
久我の杜	社会福祉法人京都福祉サービス協会	中京区壬生御所ノ内町 39 番地 5
向島	社会福祉法人洛南福祉会	伏見区向島新上林町 16 番地
淀	社会福祉法人伏見にちりん福祉会	伏見区淀美豆町 1055 番地
桃山	社会福祉法人健光園	右京区嵯峨大覚寺門前六道町 12 番地
深草北部	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60 番地
深草南部	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60 番地
深草中部	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60 番地
醍醐南部	医療法人医仁会	伏見区石田森南町 28-1
醍醐北部	社会福祉法人同和園	伏見区醍醐上ノ山町 11 番地

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（北区・上京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区大宮南田尻町59番地
医療法人社団都会
- 6 契約金額（非課税）
10,286,000円
- 7 契約内容
認知症初期集中支援事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一員である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。
また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により、受託候補者選定委員会において審査した結果、適切に業務を履行できるものとして判断されたため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（左京区）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区浄土寺馬場町48

一般財団法人川越病院

6 契約金額（非課税）

10,286,000円

7 契約内容

認知症初期集中支援事業

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。

また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本事業の特性、対象エリア（左京区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できる者は当該法人以外にないと判断し、委

託契約を行った。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（中京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦棚森町18-13 京医協ビル2階
公益社団法人京都保健会
- 6 契約金額（非課税）
10,286,000円
- 7 契約内容
認知症初期集中支援事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一員である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。
また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の特性、対象エリア（中京区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できる者は当該法人以外にないと判断し、委託契約を行った。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（下京区・南区・東山区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5
医療法人財団康生会
- 6 契約金額（非課税）
12,131,000円
- 7 契約内容
認知症初期集中支援事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。
また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の特性、対象エリア（下京区・南区・東山区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できる者は当該法人以外にないと判断し、委託契約を行った。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（山科区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京車坂町9番地
医療法人社団洛和会
- 6 契約金額（非課税）
10,286,000円
- 7 契約内容
認知症初期集中支援事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。
また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の特性、対象エリア（山科区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できる者は当該法人以外にないと判断し、委託契約を行った。

随意契約締結結果報告書

1 件名
令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（右京区）

2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日
令和6年4月1日

4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区日野西風呂町5番地
医療法人新生十全会

6 契約金額（非課税）
10,286,000円

7 契約内容
認知症初期集中支援事業

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。

また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本事業の特性、対象エリア（右京区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できる者は当該法人以外にないと判断し、委託契約を行った。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（西京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区山田平尾町17番地
社会福祉法人京都社会事業財団
- 6 契約金額（非課税）
10,286,000円
- 7 契約内容
認知症初期集中支援事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。
また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の特性、対象エリア（西京区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できる者は当該法人以外にないと判断し、委託契約を行った。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（伏見区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
医療法人社団蘇生会
- 6 契約金額（非課税）
10,286,000円
- 7 契約内容
認知症初期集中支援事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及び事業対象エリアで活動する認知症サポート医と常に連携しながら展開する事業であり、支援対象者（以下、「ケース」という）に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供していくためには、長期的な視点で継続して行うべき性質の事業である。
また、既に市内全域で事業展開されているため、昨年度に引き続き支援を行うケースや、事業の性質上認知症の早期におけるケアが必要なケースが存在し、訪問やケース会議の開催等においてスピーディな対応が求められる。さらに、事業を開始するうえで支援チーム員の選任にあたっては、国が定める専門職であり、かつ、国が主催する認知症初期集中支援チーム員研修を受講していることが必要であり、このように事業を開始するうえで周到な準備が必要であることを鑑みると、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の特性、対象エリア（伏見区）、対象者への支援の継続性の観点から、当該エリアにおける継続し安定した質の高い初期集中支援サービスを提供できる者は当該法人以外にないと判断し、委託契約を行った。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域あんしん支援員設置事業の委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
84,037,800円
- 7 契約内容
 - (1) 支援対象者への支援
 - (2) 関係機関との連携による効果的な支援のための地域への働き掛け
 - (3) その他、地域福祉の向上を図るうえで必要なこと
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該事業は、福祉的な支援が必要であるにも関わらず、対応する公的制度がない、判断能力が不十分で利用できる窓口やサービスにたどり着けない、又は支援拒否などといった現行の施策・制度では対応が困難な問題を抱えた方々に対して、地域や行政等の関係機関と連携し、適切な支援に結びつける「支援員」を配置するものである。

当該事業の実施に当たっては、地域福祉に深い理解を持つことはもとより、様々な課題を抱える世帯に対し、専門的な生活支援を実施できる体制を有していることに加え、支援世帯の課題の解決に当たっては関係機関との協働による支援が不可欠であることから、保健福祉センター等の行政機関や地域の関係組織との密接な関係が既に構築されており、契約後すぐに事業を実施できる事業者でなければならない。

よって、契約内容について、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

委託先は、社会福祉法に規定される地域福祉推進の中核機関として、地域の住民活動への支援の展開等、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、区社会福祉協議会や学区社会福祉協議会等の取組により、全区域において行政機関、民生児童委員、町内会等との地域のネットワークが既に構築されている。また、地域包括支援センターなどの介護サービス事業の展開や児童館等の各種社会福祉施設の運営等から、高齢・障害・児童など各福祉分野におけるネットワークとも関わりを有している。また、福祉ボランティアセンターの運営を通じてボランティア振興の実績はもとより、ボランティア団体との関わりもあることから、支援員が地域での支援活動を展開するうえで、インフォーマルな支援（制度にない支援）の導入も可能である。

さらに、生活福祉資金貸付業務や日常生活自立支援事業の実施、成年後見支援センターなどの運営も行っており、生活支援の取組実績を豊富に有していることなどの観点から、地域や各福祉分野における幅広いネットワーク、地域を基盤にした生活支援の実績を有する京都市社会福祉協議会に業務を委託することにより、生活支援及び地域支援の両方の機能が効果的に発揮され、かつ、円滑に業務が実施されるものと認められる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システム保守・運用業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条麩屋町西入立売東町1
富士通 J a p a n 株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,724,920円
- 7 契約内容
保健医療システムについて、システムの正常な運用を維持するための保守業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保健医療システムは、京都市において実施されている母子保健事務、予防接種事務、成人健診事務及び難病医療支給システムを富士通 J a p a n 株式会社のパッケージソフトにより電算化したもの。その中で住民基本台帳情報及び市・府民税情報を各保健福祉センターに設置した端末において利用するもので、情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損防止のためには、適正な管理が必要である。
また、万一、故障発生時の原因究明・故障修理などに速やかに適切に対処することは、システムを開発した業者のみ可能であり、他業者では対処が困難になり、契約の目的が達成できず、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 10 契約の相手方の選定理由
保健医療システムは、富士通 J a p a n 株式会社のパッケージソフトにより電算化したもので、その中で住民基本台帳情報及び市・府民税情報を各保健福祉センターに設置した端末において利用

するもので、情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損防止のためには、適正な管理が必要である。

また、万一、故障発生時の原因究明・故障修理などに速やかに適切に対処することは、システムを開発した業者のみ可能であり、他業者では対処が困難であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域介護予防推進センター事業の実施に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）504,782,500円
- 7 契約内容
京都市地域介護予防推進事業実施要綱に基づく地域介護予防推進事業及び京都市フレイル対策支援事業実施要綱に基づくフレイル対策支援事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域介護予防推進事業及びフレイル対策支援事業は、それぞれ高齢者が要介護状態となること及びフレイル状態となることを予防することを目的としており、そのためには、高齢者に対して専門的見地から指導を行うとともに、高齢者が地域において持続的、また主体的に介護予防活動に取り組むように支援していくことが求められる。そのためには、地域に根ざし、地域住民や地域の関係機関（地域包括支援センターや地域支え合い活動創出コーディネーター等）、さらには京都府栄養士会等の職能団体とも密接に連携しながら事業を実施していく必要がある。
また、当該事業を適切に実施するためには、介護保険制度等の制度を十分に理解していることはもとより、法人として介護予防やフレイルに係る専門分野における一定のノウハウを有している必要がある。加えて、同区内において地域住民や関係団体と事業の推進に必要な関係を構築していることや、一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、その目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

フレイル対策支援事業については、地域支援事業と一体的に実施するとの高確法の趣旨を踏まえ、地域介護予防推進事業の受託法人に委託することをフレイル対策支援事業実施要綱において規定している。

地域介護予防推進事業については、第3期介護保険事業計画初年度（平成18年度）において、同事業を実施するために必要な人員、一定の設備及び介護保険事業者としての実績を有する市内の特別養護老人ホーム、老人保健施設設置法人に対して事業委託の募集を実施し、応募のあった13法人が提出する書類において、事業実績及び事業計画に基づき指定管理者の選定に準じる評価を行い、適切な事業運営が可能と認められる別紙①～⑧、⑩及び⑪の法人と右京区については、医療法人平盛会の計11法人を選定した。また、平成21年度には高齢者人口の多い伏見区内において事業委託の募集を実施し、応募のあった4法人が提出する書類にて審査を行い、高齢者保健福祉計画ワーキンググループからの意見を踏まえ別紙⑫の法人を選定した。令和4年度末には、当時の右京区地域介護予防推進センター受託法人から、契約更新の辞退の申出があったことから、市内事業者に対して事業委託の募集を実施し、応募のあった7法人が提出する書類にて審査を行い、高齢者保健福祉計画ワーキンググループに関わる有識者から聴取した意見を踏まえ、別紙⑨の法人を選定し、令和5年10月から事業委託を開始した。

一般介護予防事業で求められる住民主体の通いの場の充実や自立支援に資する取組を進め、介護予防を推進するためには、地域に根ざし、地域住民や同区内の地域包括支援センターや地域支え合い活動創出コーディネーター等とも密接に連携しながら事業を実施し、高齢者が持続的、また主体的に介護予防活動に取り組むように支援していく必要があることから、引き続き同一法人を選定したものの。

11 その他

別紙

<委託法人一覧>

	担当地域	運営法人名	住所
①	北区	一般財団法人京都地域医療学際研究所	中京区壬生東高田町1番9
②	上京区	社会福祉法人京都福祉サービス協会	中京区壬生御所ノ内町39番5
③	左京区	社会福祉法人市原寮	左京区静市市原町1278番地
④	中京区	医療法人社団洛和会	中京区西ノ京車坂町9番地
⑤	東山区	社会福祉法人洛東園	東山区本町15丁目794番地
⑥	山科区	一般社団法人愛生会	山科区竹鼻四丁野町19番地の4
⑦	下京区	医療法人医仁会	伏見区石田森南町28番地の1
⑧	南区	医療法人同仁会(社団)	南区唐橋羅城門町10番地
⑨	右京区	社会福祉法人健光園	右京区嵯峨大覚寺門前六道町12
⑩	西京区	社会福祉法人京都社会事業財団	西京区山田平尾町17番地
⑪	伏見区 (本所管内)	公益社団法人京都府柔道整復師会	右京区西京極新明町6番地
⑫	伏見区(深草・ 醍醐支所管内)	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町59・60 番地

随意契約締結結果報告書

1 件名

地域高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化支援及びデータ活用に係るワークショップの実施等に関する業務

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

5,742,000円

7 契約内容

地域高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化支援、データ活用に係るコンピュータープログラム
の保守及びデータ活用に係るワークショップの実施

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

地域介護予防推進センターでは、体力測定値等を記載した「健康チェックシート」についてOCR技術を用いて読み込み、一定の分析等が可能となるように個別の識別番号を自動付与するなどの加工を施し、データ化するシステム（以下、「データ化システム」という。）を構築している。このデータ化システムは、日本電気株式会社が開発したものであり、本委託業務において実施するデータ化システムの障害発生時の不具合の修正や機能改善のための仕様変更等の際には、開発業者以外には公開されていない詳細な技術情報を必要とする。

また、データ活用に係るワークショップで使用する高齢者の体力測定値の共有等を目的としたフィードバック帳票は、日本電気株式会社が著作権を有しており、本委託業務において実施する帳票やデータの活用や改善作業は同社しか実施できないことから、契約の相手方が特定され、契約の目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり、日本電気株式会社は、データ化システムの障害発生時の不具合の修正や機能改善のための仕様変更等の際に必要となる、開発業者以外には公開されていない詳細な技術情報を有しているとともに、フィードバック帳票の著作権を有することから、随意契約ガイドラインの随意契約を行うことができる場合の基準「2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（令167条の2第1項第2号）。」の「(1)特定の1者しか履行できないもの」のうち、「イ 特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約」の「(ア) 契約の履行のために、特許権、著作権その他の排他的権利の使用を必要とするもの」及び「(イ) 特殊な技術又は秘密の技術に関する情報その他の他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの」に該当するため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域高齢者へのフレイルの啓発及び体力測定についての個別案内状の作成・発送業務
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和6年5月1日
(変更後) 令和6年9月18日
- 4 履行期間
令和6年5月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院西定成町35番地
社会福祉法人京都障害者福祉センター
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 4,965,902円
(変更後) 5,347,380円
- 7 契約内容
フレイルの啓発文及び体力測定会案内文の印刷・封入等の業務及び発送
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
 - ・随意契約の理由
当該業務を委託することにより、障害者の就労支援を推進するという政策目的を達成できるため。
 - ・変更契約の変更理由
 - ① 令和6年10月1日付郵便料金改定に伴う単価変更
 - ② 仕様書に記載がない納品場所があったことから、単価の取扱を定めるもの。
令和6年10月1日以降に郵便局に持ち込む業務については、改定後の料金で支払う。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

以下の条件にあてはまる相手先から見積書を提出させたところ、契約相手方の見積額がもっとも低額であったため。

- ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。
- ②障害福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「京都市障害児者・要介護高齢者等口腔健康管理推進事業」の実施に係る業務の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地
一般社団法人京都府歯科医師会
- 6 契約金額（税込み）
7,473,000円
- 7 契約内容
京都市障害児者・要介護高齢者等口腔健康管理推進事業実施要綱に基づく障害児者・要介護高齢者口腔健康管理推進事業の実施（施設への出張歯科健診、施設職員等への普及啓発・指導等）。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は定期的に歯科健診・歯科医療を受けることが困難な障害児者及び要介護高齢者等の口腔健康管理を推進する観点から、その状況に応じた支援を行い、歯科疾患の予防や口腔及び全身の健康の保持・増進を図ることを目的として実施するものである。
事業の実施に当たっては、歯科保健医療に関する専門知識及び経験を有する人材を確保し、適切に事業を運営できる組織体制で必要があるが、この条件を満たす団体は京都府歯科医師会のみであり、競争入札に適さないため、地方自治法施行第167条の2第1項2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府歯科医師会は、障害児者及び要介護高齢者等への歯科健診・歯科保健指導に関する十分な

経験を有する歯科医師や歯科衛生士を継続的かつ安定的に確保できるとともに、歯科健診等の実施に関する感染防止対策、物品の調達や市内施設への調整などの健診事業の運営に関する十分なノウハウを蓄積している唯一の団体であることから、委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市青年期健康診査の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,988,055円
- 7 契約内容
青年期健康診査の実施（個別医療機関での健康診査の実施、結果通知等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象者に、同一内容の精度の高い健康診査を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの対象者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
健康診査については、より多くの対象者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等の継続かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人 京都府医師会の他に見当たらず、委託先として選定したものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
12,058,017円
- 7 契約内容
受動喫煙防止対策に係る「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」の運営及び通報対応業務委託
 - (1) 相談窓口運營業務
 - (2) 既存特定飲食提供施設の経過措置制度に係る届出の受付業務
 - (3) 通報対応業務
 - (4) 報告業務
 - (5) 受託者の持つ“特性”や“強み”等を活かした、本市の受動喫煙防止に向けた取組
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、市民や事業者からの受動喫煙防止対策に係る問合せ等について、改正健康増進法に基づき適切に対応することが必要であり、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザルによる募集及び審査を行い、事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

受託候補者選定要綱に基づき、本市が設置する選定委員により審査を行った。今回、応募者が2者であったため、受託候補者審査基準に記載のある「選定会議において、別表に掲げる評価項目について採点し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。」に基づき、5人の選定委員で審査し、評価点の平均が最も高かった事業者を受託候補者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度高齢者筋力トレーニング普及推進事業の委託（北部及び南部）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極新明町1番地
公益財団法人京都市スポーツ協会
- 6 契約金額（税込み）
8,407,680円
- 7 契約内容
京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業実施要綱に基づく、通所型及び出張型筋力トレーニング教室の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
高齢者筋力トレーニング普及推進事業は、介護保険法に定める地域支援事業のうち、介護予防普及啓発事業として実施するものであり、その実施に当たっては、参加者の安全面に配慮しつつ、筋力向上のための専門的な運動プログラムの提供をすることにより、健康の保持増進並びに生活機能の維持向上を図り、要支援・要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）ことを目的としている。
当該事業を適切に実施するためには、法人として各分野における一定のノウハウを有しており、地域において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、その目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

令和6年度高齢者筋力トレーニング普及推進事業の委託事業者について、プロポーザル方式の選定の結果、北部エリア及び南部エリアにおいては「公益財団法人京都市スポーツ協会」を委託先として選定したもの。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度高齢者筋力トレーニング普及推進事業の委託（東部及び西部）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536番地
株式会社ビバ
- 6 契約金額（税込み）
6,120,000円
- 7 契約内容
京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業実施要綱に基づく、通所型及び出張型筋力トレーニング教室の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
高齢者筋力トレーニング普及推進事業は、介護保険法に定める地域支援事業のうち、介護予防普及啓発事業として実施するものであり、その実施に当たっては、参加者の安全面に配慮しつつ、筋力向上のための専門的な運動プログラムの提供をすることにより、健康の保持増進並びに生活機能の維持向上を図り、要支援・要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）ことを目的としている。
当該事業を適切に実施するためには、法人として各分野における一定のノウハウを有しており、地域において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、その目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

令和6年度高齢者筋力トレーニング普及推進事業の委託事業者について、プロポーザル方式の選定の結果、東部エリア及び西部エリアにおいては「株式会社ビバ」を委託先として選定したものを。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
民生児童委員活動支援事業の委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和6年4月1日
(変更後) 令和6年7月5日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生坊城町48番地6
特定非営利活動法人京都社会福祉推進協議会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 15,225,000円
(変更後) 16,425,000円
- 7 契約内容
 - (1)効果的な民生児童委員活動の推進
 - (2)民生児童委員活動における相談対応
 - (3)民生児童委員への研修
 - (4)民生児童委員活動の把握・情報共有
 - (5)民生児童委員制度や活動の普及啓発
 - (6)その他民生児童委員活動の推進を図るうえで必要なこと
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

当該事業は、地域福祉を推進する民生児童委員が、安心して、安定的・継続的に活動していけるよう、民生児童委員の活動に必要な知識や技術等の向上を支援し、地域の特性に応じた民生児童委員活動の充実を図るとともに、活動の不安や負担感等の軽減に取り組むものである。

当該事業の実施に当たっては、地域福祉に深い理解を持つことはもとより、民生児童委員制度に精通し、民生児童委員の日々の活動に関する助言等の必要な支援を実施できる体制を有していることに加え、研修等を通じた活動のための幅広い分野でのスキルアップを図るに当たっては、福祉団体等の関係機関との連携が不可欠であるから、地域の関係組織との密接な関係が既に構築されており、契約後すぐに事業を実施できる事業者でなければならない。

よって、契約内容について、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。

また、契約の変更を行っているが、これは民生児童委員の担い手不足が喫緊の課題となっている中、活動内容や役割等について市民への周知・啓発の強化等、新たな担い手確保に繋げていくために、契約の変更を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市緊急通報システム事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区十三本町三丁目6番35号
大阪ガスセキュリティサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）63,573,000円
- 7 契約内容
 - （1）緊急通報機器の賃貸
 - （2）緊急通報機器の設置・撤去及び移動
 - （3）緊急通報機器の保守点検
 - （4）緊急通報機器への誤発報防止処理
 - （5）緊急通報機器への登録番号桁数変更処理
 - （6）通報受信機への情報入力
 - （7）緊急通報機器の相談ボタン復旧作業
 - （8）相談センターの運営
 - （9）安否確認コールの実施
 - （10）機器賃借料の徴収業務
 - （11）その他の付随業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、機器の仕様等及び通報対応と相談対応ができるノウハウを持っている必要があることから、価格のみで契約相手を選定することができず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行った。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

- (1) 受託業者は、平成13年から2の事業の一部を再委託で実施しており、前受託業者が会社を登記閉鎖することに伴い、業務を引き継いでいる。よって、本事業のノウハウを継承していることから、当該事業をできるのは、受託業者以外にない。
- (2) 3, 656世帯（令和6年3月末現在（うち高齢事業3, 545世帯、障害事業111世帯））が利用しており、機器は全て貸与している。毎年、事業者を変更することは、全利用世帯の機器の撤去及び設置に時間及びコストを費やし、利用者が毎年異なる機器の使用方法を理解しなければならず、場合によっては、機器の使用に不慣れの利用者は緊急通報ができず、救急搬送が遅れ、利用者の生命に危険を及ぼす恐れがある。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
敬老乗車証交付等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB16F
パーソルテンプスタッフ株式会社 第二BPO事業本部
- 6 契約金額（税込み）
133,504,800円
- 7 契約内容
敬老乗車証の交付等に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務委託は、敬老乗車証の交付等に関わる業務において、技術、経験に基づくノウハウ等により履行内容や履行方法に顕著な差が出ることから競争入札に適さず、主として価格以外の要素に基づき契約の相手方の選定を行うことが妥当と判断し、プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市敬老乗車証交付業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区北浜東3番地9
日本郵便株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）37,152,060円
- 7 契約内容
敬老乗車証の交付事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件契約は、負担金の納付と引き換えに敬老乗車証を交付するものであり、契約の履行ができるのは本市の公金を収納できる金融機関に限られる。中でも日本郵便株式会社は京都市の公金収納代理金融機関であり、京都市全域に227局の普通郵便局・特定郵便局を展開しており、高齢者の利便性の向上を図ることができる。
以上の理由により、競争入札に適さないため、日本郵便株式会社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
敬老乗車証交付事務センター用ACOS端末等賃貸借
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年8月1日
- 4 履行期間
令和6年8月1日から令和11年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
敬老乗車証交付事務センター用ACOS端末等賃貸借コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
17,515,740円
- 7 契約内容
敬老乗車証交付事務センター用ACOS端末等の賃貸借契約

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

敬老乗車証交付管理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発され、運用されているものである。それらで使用するための端末等の調達及び保守運用については、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定される。

また、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル・リース企業であり、本市の仕様を満たすサービスを提供できる唯一の企業である。

以上の理由により、株式会社J E C C、日本電気株式会社、及び関連会社でコンソーシアムを組み実施するため、同コンソーシアムを委託先として選定する。

- ・株式会社J E C C
- ・日本電気株式会社
- ・NECソリューションイノベータ株式会社
- ・NECフィールドディング株式会社
- ・エヌデック株式会社

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市敬老乗車証制度に関する市民アンケート調査業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年8月20日
- 4 履行期間
令和6年8月20日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町6-2 住友生命京都ビル6F
株式会社東京商工リサーチ 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7,263,331円
- 7 契約内容
敬老乗車証制度に関する市民アンケート調査に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務委託は、敬老乗車証制度に関する市民アンケート調査に関わる業務において、技術、経験に基づくノウハウ等により履行内容や履行方法に顕著な差が出ることから競争入札に適さず、主として価格以外の要素に基づき契約の相手方の選定を行うことが妥当と判断し、プロポーザルを実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険オンラインシステム端末機器等運用保守
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年2月28日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,957,345円
- 7 契約内容
介護保険オンラインシステム用の端末機器等に関する保守運用業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
次のとおり日本電気株式会社が指定する機器を使用する必要があり、その保守運用についても日本電気株式会社及び同社が指定する者しか行うことができない。
 - (1) 介護保険オンラインシステムのホストコンピュータは日本電気株式会社製の汎用機（ACOS）であるが、区役所・支所に設置するパソコンを、この汎用機の端末機として稼働させるためには、汎用機のソフトウェアを端末機上で稼働させるためのエミュレーターソフトウェアが必要となる。
このエミュレーターソフトウェアは、製造者が他に公開していない汎用機的设计思想、構造及びOSその他のソフトウェアに関する技術情報を基に作成されるため、当該製造者以外の者は作成することができない。
 - (2) エミュレーターソフトウェアは、日本電気株式会社が著作権を有するうえ、その内容は公開されておらず、他の者に提供されていない。したがって、日本電気株式会社以外の者が作製した端末用機器の場合は、このエミュレーターソフトウェアについて動作確認されない。さらに、ACOS端末機能を稼働させるためのエミュレーターソフトウェアについて動作保証されている端末機器は、日本電気株式会社が自らの業務用パソコンを基にACOS専用の付属機器として独自仕様により開発したものであり、他の製品をもって代替することができない。

また、日本電気株式会社は、同社の運用保守部門であるNECソリューションイノベータ株式会社、NECフィールドディング株式会社及びエヌデック株式会社をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、「介護保険オンラインシステム端末機器等運用保守コンソーシアム」を委託先として選定する。

- ・日本電気株式会社
作業全体責任
- ・NECソリューションイノベータ株式会社
機器等運用保守
- ・NECフィールドディング株式会社
機器等運用保守
- ・エヌデック株式会社
機器等運用保守

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修(開発 令和6年度分)
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
36,362,691円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システムについて、介護保険第9期事業計画(令和6年度～令和8年度)による介護保険の制度改正等に伴い、システム改修が必要なため、以下の事項に係る開発作業を行う。
 - (1) 1号保険料(合計所得の見直し 令和6年度リリース分)
 - (2) 報酬改定
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
介護保険事務処理システムは日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社は、同社のシステム開発部門であるNECソリューションイノベータ株式会社をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
 - ・日本電気株式会社
作業全体責任
 - ・NECソリューションイノベータ株式会社
改修業務

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修(総合テスト及び移行 令和6年度分)
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険第9期制度改正に伴うシステム改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
19,577,580円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システムについて、介護保険第9期事業計画(令和6年度～令和8年度)による介護保険の制度改正等に伴い、システム改修が必要なため、以下の事項に係る総合テスト及びシステム移行作業を行う。
 - (1) 1号保険料負担の見直し(統計以外)
 - (2) 1号保険料負担の見直し(統計帳票)
 - (3) 1号保険料(合計所得の見直し 令和5年度リリース分)
 - (4) 1号保険料(合計所得の見直し 令和6年度リリース分)
 - (5) 報酬改定
 - (6) 福祉用具種目追加
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
介護保険事務処理システムは日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社は、同社のシステム開発部門であるNECソリューションイノベータ株式会社をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、委託業務を履行することとしていることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。

- ・日本電気株式会社
作業全体責任
- ・NECソリューションイノベータ株式会社
改修業務

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市単身高齢者万一あんしんサービス事業
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
京都市社会福祉協議会が相談窓口となって、身寄りのない低所得の単身高齢者を対象に、火葬及び納骨等の死後事務委任契約を締結し、あらかじめ葬儀等に必要な費用を預託し万一のときの備えを講ずる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約者の資産を「預かる」という趣旨から、倒産リスクのない団体に委託を行う必要がある。また、各地域に点在する契約者に対して定期的な訪問を行い、身体的な衰えが確認できた際には介護保険サービスに、加齢や認知症等により判断能力が衰えてきた際には、適切に権利擁護サービスにつないでいく必要があり、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該委託先は、社会福祉法上に規定のある社会福祉法人であり、倒産リスクがないことから、受託団体として適任である。また、各地域に点在する契約者に対して定期的な訪問を行うには、

各区に拠点のある社会福祉協議会の総合力を活かすことができる。

更には、市社協は判断能力の十分でない方々の金銭管理や、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の実施主体であるため、契約者が認知症等の初期症状により日常生活に支障が出てきた後には、速やかに日常生活自立支援事業へのつながりが可能である。また、高齢者やその家族、関係者等に対して幅広い支援を行うため、研修や調査研究等の様々な事業を総合的に展開する施設である「京都市長寿すこやかセンター」の指定管理者として、各種研修、高齢者権利擁護相談を実施するとともに、高齢者の権利擁護に対して幅広い支援を実施している。

以上のことから、これまでから行政や関係団体とも連携し権利擁護に係る業務を行っており、他に適切な委託先がないため、当該委託先を選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市配食サービス事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区久世川原町79
社会福祉法人清和園
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,507,362円
- 7 契約内容
利用者の身体状況の確認、利用者への情報提供や栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に、栄養のバランスをとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うものである。当該業務は、利用者の身体状況等の確認、利用者への情報提供の他、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行い、異常を発見した際には、警察署、消防署、医療機関等への連絡等、迅速な対応が求められ、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の目的は栄養のバランスの取れた食事を提供し、併せて安否確認を行うことにより、当該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり、当該目的を達成するために、本事業の委託先については下記の選定基準を全て満たすことを求めている。当該委託先はこれらの選定基準を満たしており、当該目的を達成することができる。

また、これまで配食事業を実施している事業者については、配食エリアの南及び右京区役所管内の安否確認を行ってきた実績があり、利用者や関係機関との関係も構築できており、利用者の身体状況等について把握している。そのため、当該委託先に委託を行うことで、円滑に事業を進めることができる。

<選定基準>

- (1) この事業の目的を理解しており、高齢者の福祉の増進に寄与する意欲があること。
- (2) 京都市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他の営利を目的としない法人であること。
- (3) 適切に実施業務を行うための必要な人員が配置されていること。
- (4) 京都市内に実施業務を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。
- (6) 安否確認及び緊急時等の対応マニュアルを整備するとともに、職員に対し定期的な研修が実施されていること。
- (7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、週5日以上、実施業務を実施できること。
- (8) 1年以上継続して事業を受託できること。
- (9) 経営状態が健全で、安定した経営が行えること。
- (10) 食品衛生法第52条の規定による許可を得ているもの又は京都市食品衛生法施行細則第16条に規定する届出を行っているものであること。
- (11) 調理施設及び職員等について、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管理が行われていること。
- (12) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前1年以内に受けていないこと。
- (13) その他実施業務を行う上で必要と認められる基準を具備していること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市配食サービス事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番地、60番地
社会福祉法人京都老人福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,397,628円
- 7 契約内容
利用者の身体状況の確認、利用者への情報提供や栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に、栄養のバランスをとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うものである。当該業務は、利用者の身体状況等の確認、利用者への情報提供の他、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行い、異常を発見した際には、警察署、消防署、医療機関等への連絡等、迅速な対応が求められ、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の目的は栄養のバランスの取れた食事を提供し、併せて安否確認を行うことにより、当該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり、当該目的を達成するために、本事業の委託先については下記の選定基準を全て満たすことを求めている。当該委託先はこれらの選定基準を満たしており、当該目的を達成することができる。

また、これまで配食事業を実施している事業者については、配食エリアの伏見区役所深草支所管内の安否確認を行ってきた実績があり、利用者や関係機関との関係も構築できており、利用者の身体状況等について把握している。そのため、当該委託先に委託を行うことで、円滑に事業を進めることができる。

<選定基準>

- (1) この事業の目的を理解しており、高齢者の福祉の増進に寄与する意欲があること。
- (2) 京都市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他の営利を目的としない法人であること。
- (3) 適切に実施業務を行うための必要な人員が配置されていること。
- (4) 京都市内に実施業務を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。
- (6) 安否確認及び緊急時等の対応マニュアルを整備するとともに、職員に対し定期的な研修が実施されていること。
- (7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、週5日以上、実施業務を実施できること。
- (8) 1年以上継続して事業を受託できること。
- (9) 経営状態が健全で、安定した経営が行えること。
- (10) 食品衛生法第52条の規定による許可を得ているもの又は京都市食品衛生法施行細則第16条に規定する届出を行っているものであること。
- (11) 調理施設及び職員等について、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管理が行われていること。
- (12) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前1年以内に受けていないこと。
- (13) その他実施業務を行う上で必要と認められる基準を具備していること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市配食サービス事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
7,914,769円
- 7 契約内容
配食サービス利用申請の受付業務や利用決定業務や利用者の身体状況等の確認を行うとともに、配食業者間のエリアや配食数の実績管理及び利用者への情報提供などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に、栄養のバランスをとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うものである。当該業務は、利用者の身体状況等の確認、配食業者間のエリア及び配食数の調整、又は利用者への情報提供等であり、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の目的は栄養のバランスの取れた食事を提供し、併せて安否確認を行うことにより、当該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり、当該目的を達成するために、本事業の委託先については下記の選定基準を全て満たすことを求めている。当該委託先はこれらの選定基準を満たしており、当該目的を達成することができる。
また、これまで配食事業を実施している事業者については、安否確認を行ってきた実績があり、

利用者や関係機関との関係も構築できており、利用者の身体状況等について把握している。そのため、当該委託先に委託を行うことで、円滑に事業を進めることができる。

<選定基準>

- (1) この事業の目的を理解しており、高齢者の福祉の増進に寄与する意欲があること。
- (2) 京都市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他の営利を目的としない法人であること。
- (3) 適切に実施業務を行うための必要な人員が配置されていること。
- (4) 京都市内に実施業務を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。
- (6) 安否確認及び緊急時等の対応マニュアルを整備するとともに、職員に対し定期的な研修が実施されていること。
- (7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、週5日以上、実施業務を実施できること。
- (8) 1年以上継続して事業を受託できること。
- (9) 経営状態が健全で、安定した経営が行えること。
- (10) 食品衛生法第52条の規定による許可を得ているもの又は京都市食品衛生法施行細則第16条に規定する届出を行っているものであること。
- (11) 調理施設及び職員等について、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設 衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管理が行われていること。
- (12) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前1年以内に受けていないこと。
- (13) その他実施業務を行う上で必要と認められる基準を具備していること。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市地域リハビリテーション推進センター障害者支援施設及び京都市児童福祉センター給食調理等業務

2 担当所属名

保健福祉局地域リハビリテーション推進センター企画課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル7階
日清医療食品株式会社

6 契約金額（税込み）

34,056,000円

7 契約内容

京都市地域リハビリテーション推進センター障害者支援施設利用者及び京都市児童福祉センター利用者に提供する給食の調理等業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

地域リハビリテーション推進センターの給食は、障害者支援施設の入所者及び短期入所者に対して1日3食（朝・昼・夕）、通所者に対しては昼食を提供している。また、児童福祉センターの給食は、入所児童に対して1日3食（朝・昼・おやつ・夕）を提供している。

障害者支援施設利用者への給食は、利用者の状況によって食事の種類（常食、軟食等）が異なり、特別指示食（塩分制限食、エネルギー制限食等）があるなど、適切な内容の食事を提供することが求められる。また、訓練の一環として自ら食事の配膳及び下膳をするため、直接委託業者職員と関わる機会が多く、委託業者職員の障害者に対する適切な対応が求められる。

児童福祉センター入所児童への給食については、アレルギー対応食の増加、離乳食対応児・口腔手術後児童の食事形態等の個別対応も多様化しており、これらに対応した適切な給食の提供が必要である。

これらの能力が優れている者を選択して契約相手とするためには、価格以外に業務の実施計画（人員配置計画、衛生管理方法、職員の研修方法と内容等）を提出させ、給食調理等業務に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要がある。したがって、契約の目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により委託業者を募集し、提出された実施計画書、業務マニュアル、見積書、プレゼンテーションの内容を、本市で定めた評価基準に基づき総合評価を行った結果、計画書の内容、人員配置、安全衛生管理、業務遂行能力等において、本市が特に求めていた仕様書の内容を円滑かつ正確に実施することができ、本件給食調理業務等を安心して委託できる業者として、日清医療食品株式会社が適格であると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
令和6年度風しん抗体検査実施に関する委託

2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日
令和6年4月1日

4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり

6 契約金額（税込み）
（予定総額）28,461,488円

7 契約内容
風しん抗体検査の実施委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

風しん抗体検査は医師のみが行える医療行為であることに加え、風しん第5期定期予防接種の要否を判断するため、風しんの追加的対策の対象者等に広く受検の機会を確保する必要がある。よって、実施に当たっては、多くの協力医療機関を確保する必要があるとともに、対象者が同一条件で抗体検査を受けることができるよう、検査費用は統一した価格を設定する必要がある。

よって、本契約は、その性質が競争入札に適しない契約であるため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

(一般社団法人京都府医師会)

市内医療機関のほとんどが会員として加入している団体であり、現在も約1,500の本市予防接種協力医療機関が所属しており、市内において同会と同規模の団体は無く、市民の受診機会の確保に有効であるため。

(一般社団法人京都府医師会未加入の医療機関)

市民の受診機会の拡大を図るため。

No	医療機関名	代表所在地
1	一般社団法人京都府医師会	中京区西ノ京東柵尾町6
2	医療法人 裕泰会 足立医院	北区等持院南町19-3
3	医療法人 梁山会診療所	北区大將軍西町163番地
4	うつぼや町クリニック	上京区小川通元誓願寺下る靱屋町499-11
5	にしはら耳鼻咽喉科 北野院	滋賀県近江八幡市鷹飼町南3丁目5番8号 OHプラザ1番館1階
6	医療法人 光診会 本田医院	上京区智恵光院通出水上ル天秤丸町191-3
7	医療法人 真樹会 山根記念診療所	大阪府枚方市大垣内町1-3-1 マインドビル2階
8	あしだナチュラルクリニック	兵庫県丹波市柏原町母坪327
9	いわさきクリニック	左京区岡崎北御所町12-5
10	いとうらんクリニック四条烏丸	中京区手洗水町662 メディアジョイITビル5F
11	おがわ内科呼吸器内科医院	中京区西ノ京銅駝町75-1
12	北尾クリニック	中京区油小路丸太町東入横鍛冶町115 ヴェルメゾン御所西1F
13	友吉医院	中京区柳馬場通恵夷川上る五丁目224-2
14	にしはら耳鼻咽喉科	滋賀県近江八幡市鷹飼町南3丁目5番8号 OHプラザ1番館1階
15	医療法人CGR 林ハートクリニック	中京区西ノ京職司町75番地1
16	医療法人 ゆうクリニック	中京区西ノ京北小路町17-2
17	こうクリニック	山科区御陵上御廟野町7-7
18	医療法人桜会 さくら耳鼻咽喉科たにぐちクリ ニック	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町29番地2 町塚ビル2F
19	医療法人稜陽会 住田リハビリテーションクリ ニック	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町74-1
20	医療法人社団 貴正会 村上内科医院	山科区四ノ宮垣ノ内町1
21	医療法人Gi 京都そけいヘルニア日帰り手術G i外科クリニック	岡山県岡山市北区中仙道2丁目7-25
22	医療法人創健会 西村診療所	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901 ホテルグランヴィア京都3階
23	いちおか泌尿器科クリニック 京都駅前院	京都市中京区東洞院通二条下る瓦之町391番地 京都メディカルガーデン シンフォニア御池1階
24	いのうえクリニック	南区西九条春日町34-2 SOLEIL春日1階
25	市田医院	右京区西院高山寺町7
26	医療法人岡本診療所	京都市右京区梅津南上田町34番1
27	医療法人西院駅前とりやまクリニック	京都市右京区西院高山寺町1-1 メディカル西院3F
28	医療法人理慶会 もろおかアレルギー科・小児 科クリニック	京都市右京区山ノ内五反田町9-1 御池かどのビル1F
29	ローム株式会社診療所	京都市右京区西院溝崎町21
30	医療法人若葉会 見島医院	京都市伏見区御駕籠町124-15
31	河合皮膚科	京都市下京区西七条南西野町60
32	烏丸五条みどりクリニック	大阪府大阪市住吉区帝塚山東4-2-3

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度予防接種実施委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

(当初) 令和6年4月1日

(変更後) 令和6年6月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

別紙のとおり

6 契約金額(税込み)

(当初)(予定総額) 3,640,634,029円

(変更後)(予定総額) 3,621,993,707円

7 契約内容

予防接種の実施委託

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

(随意契約の理由)

予防接種は医療行為であるため医師のみが行えるところ、実施に当たっては対象者に平等に接種できる機会、条件が与えられなければならないことから、多くの協力医療機関を確保する必要があるとともに、国が定める実施要領等に基づき、対象者が同一条件で予防接種を受けることができるよう、接種費用は統一した価格を設定する必要がある。

よって、本契約は、その性質が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。

(変更理由)

予防接種の委託単価の変更に伴い変更契約を締結した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

(一般社団法人京都府医師会)

市内医療機関のほとんどが会員として加入している団体であり、現在も約1,500の本市予防接種協力医療機関が所属しており、市内において同会と同規模の団体は無く、市民の接種機会の確保に有効であるため。

(一般社団法人京都府医師会未加入の医療機関)

市民の接種機会の拡大を図るため。

11 その他

No.	法人名＋医療機関名 (契約書の「受注者」)	法人所在地 (契約書の「住所地」)
1	一般社団法人京都府医師会	京都市中京区西ノ京東榎尾町6
2	医療法人裕泰会 足立医院	京都市北区等持院南町19番地の3
3	社会福祉法人柊野福祉会 ヴィラ上賀茂診療所	京都市北区上賀茂中ノ河原町22-1
4	医療法人梁山会診療所	京都市北区大將軍西町163番地
5	医療法人みつばち会 北山さくらクリニック	大阪市阿倍野区旭町1丁目1-9
6	医療法人洛樹会 ひとみ耳鼻科	京都市左京区岩倉三笠町263
7	医療法人福耳会 耳鼻咽喉科いぐちクリニック	京都市上京区御車道通清和院口上る梶井町448番地59 千福ビル2階
8	うつぼや町クリニック	京都市上京区鞠屋町499-11
9	医療法人福耳会 出町柳こどもクリニック	京都市上京区御車道通清和院口上る梶井町448番地59 千福ビル2階
10	医療法人社団医善会 にしはら耳鼻咽喉科 北野院	滋賀県近江八幡市鷹飼町南3丁目5番8号 OHプラザ1番館1階
11	医療法人光診会 本田医院	京都市上京区智恵光院通出水上る天秤丸町191番地3
12	医療法人真樹会 山根記念診療所	大阪府枚方市大垣内町1-3-1 マインドビル2階
13	医療法人社団アシダメディカルパートナーズ あしだナチュラルクリニック	兵庫県丹波市柏原町母坪327
14	いわさきクリニック	京都市左京区岡崎北御所町12番地5
15	桑原クリニック	京都市左京区聖護院山王町28番地
16	医療法人洛樹会 耳鼻咽喉科いしかわクリニック	京都市左京区岩倉三笠町263
17	医療法人悠仁会 百万遍クリニック	京都市左京区田中門前町103-5 京都パストゥール研究所ビル1階
18	医療法人光診会 ほんだ皮フ科クリニック	京都市上京区智恵光院通出水上る天秤丸町191番地3
19	もりの内科医院	京都市左京区下鴨梅ノ木町25
20	医療法人CENTURY PLANT いとらんクリニック四條烏丸	京都市中京区手洗水町662 メディアジョイITビル5階
21	医療法人温心会 おがわ内科呼吸器内科医院	京都市中京区西ノ京銅駝町75-1
22	北尾クリニック	京都市中京区油小路通丸太町東入横鍛冶町115 ヴェルメゾン御所西1階
23	医療法人社団医善会 にしはら耳鼻咽喉科	滋賀県近江八幡市鷹飼町南3丁目5番8号 OHプラザ1番館1階
24	医療法人CCR 林ハートクリニック	中京区西ノ京職司町75番地1
25	医療法人ひがし医院	京都市中京区大宮通蛸薬師下ル四坊大宮町160番地
26	医療法人ゆうクリニック	京都市中京区西ノ京北小路町17-2
27	吉田クリニック	京都市中京区二条通木屋町東入東生洲町533番地の3
28	京都刑務所 医務部診療所	京都市山科区東野井ノ上町20
29	こうクリニック	京都市山科区御陵上御廟野町7-7
30	医療法人桜会 さくら耳鼻咽喉科たにぐちクリニック	京都市山科区竹鼻竹ノ街道町29番地2 町塚ビル2階
31	医療法人稜陽会 住田リハビリテーションクリニック	京都市山科区安朱南屋敷町3-56
32	たにぐち耳鼻咽喉科クリニック	京都市山科区西野八幡田町28-16
33	社会福祉法人勤修福祉会 長楽園診療所	京都市山科区観修寺仁王堂町13番地3
34	医療法人廣葵会 ひろた耳鼻咽喉科医院	京都市山科区西野山中鳥井町75番地1
35	医療法人社団貴正会 村上内科医院	京都市山科区四ノ宮垣ノ内町1
36	ACCエイジングケアクリニック四條河原町	京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町356
37	医療法人祥風会 烏丸五条みどりクリニック	大阪市住吉区帝塚山東4丁目2番3号
38	医療法人司美会 くみクリニック京都駅前院	京都市左京区下鴨南野々神町2-9
39	医療法人司美会 くみクリニック四條烏丸院	京都市左京区下鴨南野々神町2-9
40	京都駅前さの皮フ科クリニック	京都市下京区東塩小路町547-2 福隅ビル2階
41	医療法人Gi 京都そけいヘルニア日帰り手術Gi外科クリニック	岡山県岡山市北区中仙道2丁目7番25号
42	医療法人創健会 西村診療所	京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901 ホテルグランヴィア京都3階

No.	法人名＋医療機関名 (契約書の「受注者」)	法人所在地 (契約書の「住所地」)
43	いのうえクリニック	京都市南区西九条春日町34番地2 SOLEIL春日1階
44	市田医院	京都市右京区西院高山寺町7
45	医療法人岡本診療所	京都市右京区梅津南上田町34番1
46	西院駅前おおの耳鼻咽喉科	京都市右京区西院巽町40-3 西院やちビル1階
47	医療法人西院駅前とりやまクリニック	京都市右京区西院高山寺町1-1 メディカル西院3F
48	医療法人社団聡樹会 まさき医院	京都市右京区西京極午塚町65番地1
49	医療法人理慶会 もろおかアレルギー科・小児科クリニック	京都市右京区山ノ内五反田町9-1 御池かどのビル1F
50	ローム株式会社診療所	京都市右京区西院溝崎町21番地 ローム株式会社
51	いこ皮ふ科クリニック	京都市西京区川島松園町3番地
52	中安外科医院	西京区大原野西竹の里町1-16
53	京都拘置所医務課診療所	京都市伏見区竹田向代町138
54	医療法人葵会 さくらクリニック	京都市伏見区下鳥羽中円面田町24-205号
55	医療法人若葉会 見島医院	京都市伏見区御駕籠町124番地15
56	医療法人社団啓至会 桃山ひむかクリニック	京都市伏見区菱屋町670番地
57	社会福祉法人南山城学園 和光診療所	京都府城陽市富野狼谷2番地の1
58	医療法人京向日葵会 淀ひまわりクリニック	京都府向日市寺戸町122 洛西ロクリニックビル2F
59	医療法人梅寿会 四方医院	京都市右京区梅津堤下町28
60	医療法人いちおか泌尿器科クリニック 京都駅前院	京都市中京区間之町通押小路の上鍵屋町481 シンフォニア御池3号館4階
61	医療法人社団デルマ 河合皮膚科	京都市下京区西七条南西野町 60
62	荒巻整形外科リハビリテーション科医院	京都市伏見区石田大受町20-11

No.	法人名＋医療機関名 (契約書の「受注者」)	法人所在地 (契約書の「住所地」)
1	一般財団法人京都地域医療学際研究所 介護老人保健施設「がくさい」	京都市中京区壬生東高田町1番9
2	社会福祉法人七野会 介護老人保健施設ライブリイきぬかけ	京都市北区大北山長谷町5番地36
3	医療法人社団行陵会 介護老人保健施設おおはら雅の郷	京都市左京区大原井手町164
4	医療法人稲門会 介護老人保健施設しずはうす	京都市左京区岩倉上蔵町101
5	公益社団法人信和会 介護医療院茶山のさと	京都市左京区田中飛鳥井町89番地
6	医療法人社団行陵会 介護老人保健施設博寿苑	京都市左京区大原井手町164番地
7	一般財団法人 日本バプテスト連盟医療団 バプテスト老人保健施設	京都市左京区北白川山ノ元町47
8	医療法人稲門会 介護老人保健施設フェアウインドきの	京都市左京区岩倉上蔵町101
9	社会福祉法人友々苑 介護老人保健施設友々苑	京都市左京区静市市原町447-1
10	社会福祉法人保健福祉の会 介護老人保健施設西の京	京都市中京区西ノ京小堀池町16番地
11	医療法人社団洛和会 介護老人保健施設洛和ヴィライリオス	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
12	医療法人稲門会 介護老人保健施設アビイロードやましな	京都市左京区岩倉上蔵町101
13	社会福祉法人香東園 介護老人保健施設香東園やましな	香川県高松市岡本町527番地1
14	医療法人新生十全会 介護老人保健施設はーとふる東山	京都市伏見区日野西風呂町5番地
15	医療法人社団洛和会 介護老人保健施設洛和ヴィラアエル	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
16	社会福祉法人堀川健康会 介護老人保健施設じゅんぶう	京都市下京区西堀川通松原下る橋橋町1番地
17	社会医療法人健康会 介護老人保健施設めくもりの里	京都市下京区西七条南中野町8
18	医療法人同仁会(社団) 介護老人保健施設マムクオーレ	京都市南区唐橋羅城門町10番地
19	医療法人同仁会(社団) 介護老人保健施設マムクオーレⅡ	京都市南区唐橋羅城門町10番地
20	医療法人同仁会(社団) 介護老人保健施設マムフローラ	京都市南区唐橋羅城門町10番地
21	社会福祉法人緑風会 介護老人保健施設マリアヌス	徳島県徳島市国府町東高輪352番地3
22	医療法人トキワ会 介護老人保健施設 リーベン嵯峨野	京都市右京区常盤東ノ町22番5
23	社会福祉法人美郷会 特別養護老人ホーム大枝美郷診療所	大阪府枚方市西招提町1253
24	医療法人清仁会 介護老人保健施設シミズひまわりの里	京都市西京区山田中吉見町11の2
25	医療法人啓友会 介護老人保健施設洛西けいゆうの里	大阪府高槻市安岡寺町2丁目3番地1号
26	社会福祉法人浩照会 特別養護老人ホームあじさい苑	京都市伏見区向島二ノ丸町151番81
27	社会福祉法人浩照会 介護老人保健施設あじさいガーデン伏見	京都市伏見区向島二ノ丸町151番81
28	医療法人社団蘇生会 老人保健施設アールそせい	京都市伏見区下鳥羽広長町101
29	医療法人社団蘇生会 老人保健施設第2アールそせい	京都市伏見区下鳥羽広長町101
30	医療法人清水会 介護老人保健施設京しみず	京都市伏見区深草越後屋敷町17番地
31	医療法人清水会 介護老人保健施設第二京しみず	京都市伏見区深草越後屋敷町17番地
32	医療法人清水会 介護老人保健施設深草京しみず	京都市伏見区深草越後屋敷町17番地
33	医療法人社団洛和会 介護老人保健施設洛和ヴィラウラノス	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
34	特定医療法人桃仁会 老人保健施設桃寿苑	京都市伏見区桃山町根来16番地
35	社会福祉法人くらしのハーモニー 介護老人保健施設ハーモニーこが	京都府宇治市木幡草草原43番地
36	社会福祉法人伏見福祉会 介護老人保健施設醍醐の里	京都市伏見区醍醐内ヶ井戸19番地1
37	医療法人大澤会 介護老人保健施設こもれび	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町617番地
38	医療法人社団陽生会 介護老人保健施設陽生苑	亀岡市篠町篠洗川47番地1
39	医療法人社団石鎚会 介護老人保健施設やすらぎ苑	京田辺市田辺中央六丁目1番地6
40	医療法人清仁会 介護老人保健施設シミズふないの里	京都市西京区山田中吉見町11の2

No.	法人名＋医療機関名 (契約書の「受注者」)	法人所在地 (契約書の「住所地」)
41	社会福祉法人アイリス福祉会 特別養護老人ホームヴィラ多国山	南丹市八木町西田早田3番地
42	医療法人回生会 介護老人保健施設ケアセンター回生	京都市下京区中堂寺庄ノ内町8番地の1
43	医療法人弘英会 介護老人保健施設 B・O・H ケア・サービスセンター	滋賀県大津市真野5丁目1番29号

No.	法人名＋医療機関名 (契約書の「受注者」)	法人所在地 (契約書の「住所地」)
1	大津赤十字病院	滋賀県大津市長等1丁目1番35号
2	大津ファミリークリニック	滋賀県大津市大門通11-11
3	医療法人 堅田病院	滋賀県大津市本堅田三丁目33-24
4	医療法人弘英会 北雄琴クリニック	滋賀県大津市雄琴6丁目11番8号
5	医療法人輝生会 小西医院	滋賀県大津市大萱1-17-35
6	医療法人比叡会 坂本医院	滋賀県大津市下阪本六丁目22-10
7	医療法人藤樹会 滋賀里病院	滋賀県大津市滋賀里1丁目18番41号
8	医療法人社団 瀬田川病院	滋賀県大津市玉野浦4番21号
9	医療法人社団加音 瀬田西クリニック	滋賀県大津市三大寺6番9号
10	医療法人さくら会 せと肛門胃腸クリニック	滋賀県大津市小野375番地1
11	竹内医院	滋賀県大津市横木1-8-10
12	医療法人社団あかつき会 たけだクリニック	滋賀県大津市下阪本2丁目20番57号
13	医療法人平和の森 ピースホームケアクリニック	滋賀県大津市追分町16-21
14	医療法人良善会 ひかり病院	滋賀県大津市際川三丁目35-1
15	医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院	滋賀県大津市真野五丁目1番29号
16	医療法人華頂会 琵琶湖養育院病院	滋賀県大津市大萱七丁目7番2号
17	医療法人社団あかつき会 本丸たけだ医院	滋賀県大津市本丸町2番18号
18	医療法人緑陽会 緑ヶ丘クリニック	滋賀県大津市横木2丁目13-5
19	久徳医院	滋賀県草津市草津2丁目4-17
20	医療法人社団美松会 生田病院	滋賀県湖南市中央2丁目125番地
21	松下記念病院	大阪府守口市外島町5番55号
22	ひろかわクリニック	京都府宇治市宇治妙楽24-1 ミツダビル4F
23	一般財団法人日伸会ビハラー医療福祉機構 あそかビハラー病院	京都府城陽市奈島下ノ畔3番3
24	社会福祉法人和光会 特別養護老人ホーム 梅林園診療所	京都府城陽市中芦原55番地
25	医療法人社団啓至会 桂川ひむかクリニック	京都市伏見区菱屋町670番地
26	医療法人平和の森 ピースホームケアクリニック京都	滋賀県大津市追分町16-21

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度予防接種審査支払事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
(当初) 令和6年4月1日
(変更後) 令和6年6月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) (予定総額) 31,923,930円
(変更後) (予定総額) 30,304,137円
- 7 契約内容
予防接種に係る委託料及び助成金の審査支払事務委託
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
京都府国民健康保険団体連合会は国民健康保険法等に基づき、設立された団体で、保険医療機関等から提出される診療報酬等明細書(レセプト)の適正な審査、請求及び支払に関する業務を行っている。
医療機関は診療報酬支払事務を京都府国民健康保険団体連合会に依頼して行っていることから、予防接種委託料の適正な審査、請求及び支払に関する業務も、診療報酬支払事務と同じスキームで行うことが合理的である。本業務は、これらのスキームを準用して行うものとなるが、これを達成できるのは、京都府国民健康保険団体連合会のみであることから、競争入札に適さないため、随意契約を行った。
(変更理由)
予防接種の委託単価の変更に伴い変更契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年8月15日
- 4 履行期間
令和6年8月15日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町330番地 京都リビング新聞社ビル
株式会社京都リビング新聞社
- 6 契約金額（税込み）
6,064,300円
- 7 契約内容
京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種についての広報業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和6年度以降の新型コロナワクチン接種は、個人の重症化予防を目的とし、インフルエンザと同様、予防接種法上のB類疾病の定期接種を実施することになる。
この定期接種について、国からは、期間は秋冬の間とすること、また接種対象者はインフルエンザワクチンと同一とすることが示されており、加えて、医師が必要と認めた場合は新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種が認められていることなどを踏まえ、本市においては両ワクチンの定期接種を同一期間で実施する予定としている。このことから、両感染症の同時流行に備え、接種対象者が、ワクチンの効果等を適切に判断したうえでワクチンを接種し、重症化予防が図られるよう、両ワクチンの定期接種の趣旨や効果、実施方法等について接種対象者に的確かつ広く周知・広報する必要がある。
以上のことから、本業務の委託先の選定にあたっては、専ら入札価格の競争のみにより受託者の選定を行うことが適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行い、最も評価の高かった上記事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市高齢者新型コロナワクチン等定期接種コールセンター運営業務
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年8月30日
- 4 履行期間
令和6年8月30日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612 四条烏丸ビル8階
株式会社メディカル・コンシェルジュ
- 6 契約金額（税込み）
16,621,858円
- 7 契約内容
京都市高齢者新型コロナワクチン等定期接種コールセンター運営業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和6年度以降の新型コロナワクチン接種は、個人の重症化予防を目的とし、インフルエンザと同様、予防接種法上のB類疾病に位置付け、予防接種法に基づく定期接種として実施することになるが、同ワクチンの定期接種化により、被接種者に対し接種費用の負担を求めることになるなど、昨年度まで実施していた特例臨時接種と制度面で大きな変更が生じる。
このため、同ワクチンの定期接種に関する市民からの問合せ対応を効率的かつ効果的に推進するためにコールセンターを開設し、当該業務を外部委託することとした。
本業務については、新たな制度について、市民からの問合せに的確に対応することができるコールセンターの運営能力や、良質なスタッフ確保等の円滑な事業実施のための体制整備に係るノウハウやスキルが求められる。
以上のことから、本業務の委託先の選定にあたっては、専ら入札価格の競争のみにより受託者の選定を行うことが適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行い、最も評価の高かった上記事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度胸部（結核・肺がん）検診の実施及び委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年5月20日
- 4 履行期間
令和6年5月24日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
 - ① 京都市中京区西ノ京左馬寮町28
一般財団法人京都予防医学センター
 - ② 京都市中京区三条通高倉東入栴屋町58番地・56番地
一般財団法人大和松寿会中央診療所
 - ③ 京都市山科区音羽珍事町2
医療法人社団洛和会洛和会音羽病院
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）9,106,570円
- 7 契約内容
令和6年度胸部（結核・肺がん）検診の実施委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、各区・支所保健福祉センターで実施する特定健康診査及び後期高齢者健康診査と併設して実施する胸部検診であり、5月から10月までの期間に年間約100箇所の会場で実施を予定している。本市の競争入札参加有資格者の中で、検診車の配車及び検診実施の履行が可能な事業者に聞き取りを行ったところ、当該頻度での実施を単独で履行できる事業者は存在しなかった。

そのため、本市の競争入札参加有資格者のうち、当該業務の一部について履行可能な事業者を再度確認したところ、上述の①一般財団法人京都予防医学センター、②一般財団法人大和松寿会中央診療所、③医療法人社団洛和会洛和会音羽病院が履行可能であったことから、当該業務を三者に分割したうえで、それぞれ随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市結核患者における接触者健康診断に係る委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
①令和6年4月1日
②令和6年9月1日
- 4 履行期間
①令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
②令和6年9月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,444,344円
- 7 契約内容
令和6年度京都市結核患者における接触者健康診断の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
各区役所・支所で実施している結核患者の接触者健診について、各区役所・支所で定めた健診日以外に実施する分を、令和6年度から医療機関に委託することとした。市民の利便性を考慮して各区役所・支所の代わりに通うことのできる医療機関を選定したところ、結核の診断及び治療に関する知識を有し、接触者健診を受諾できる検査機能を備えている医療機関のうち、契約可能な医療機関は別紙の16医療機関のみであった。
これらのことから、16医療機関とそれぞれ随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

令和6年度結核接触者健診の医療機関委託先一覧

契約日	医療機関名	住所	健診対象
①令和6年4月1日	独立行政法人 地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町27	中学生以上
①令和6年4月1日	公益社団法人京都保健会 上京診療所	京都市上京区千本通寺之内下ル花車町482-2	中学生以上
①令和6年4月1日	公益社団法人 信和会 京都民医連あすかい病院	京都市左京区田中飛鳥井町89番地	高校生以上
①令和6年4月1日	地方独立行政法人 京都市立病院機構 京都市立病院	京都市中京区壬生東高田町1の2	小児＋中学生以上
①令和6年4月1日	一般財団法人 大和松寿会 中央診療所	京都市中京区三条通高倉東入榎屋町58番地、56番地	中学生以上
①令和6年4月1日	洛和会 音羽病院	京都市山科区音羽珍事町2	小児＋中学生以上
①令和6年4月1日	医療法人財団 康生会 武田病院	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5	高校生以上
①令和6年4月1日	医療法人 同仁会(社団) 京都九条病院	京都市南区唐橋羅城門町10	中学生以上
①令和6年4月1日	公益社団法人 京都保健会 京都民医連中央病院	京都市右京区太秦土本町2番1	中学生以上
①令和6年4月1日	地方独立行政法人 京都市立病院機構 京都市立京北病院	京都市右京区京北下中町鳥谷3番地	中学生以上
①令和6年4月1日	社会福祉法人 京都社会事業財団 京都桂病院	京都市西京区山田平尾町17番	中学生以上
①令和6年4月1日	医療法人 清仁会 洛西ニュータウン病院	京都市西京区大枝東新林町3丁目6	高校生以上
①令和6年4月1日	社会福祉法人 浩照会 伏見桃山総合病院	京都市伏見区下油掛町895	中学生以上
①令和6年4月1日	医療法人社団蘇生会 蘇生会総合病院	京都市伏見区下鳥羽広長町101番地	中学生以上
①令和6年4月1日	独立行政法人 国立病院機構 南京都病院	京都府城陽市中芦原11	小児のみ
②令和6年9月1日	医療法人 仁仁会武田総合病院	京都市伏見区石田森南町28-1	中学生以上

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度感染症自己報告システムの運用支援業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区神田須田町1-23-1 住友不動産神田ビル2号館10F
ネオス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,200,000円
- 7 契約内容
感染症自己報告システム（患者情報等の一元管理、LINEと連携した各種情報の提供機能及びチャットボット機能）の保守、軽微な改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
感染症自己報告システムは、京都大学医学部附属病院（以下、「京大病院」という。）が研究プログラムの一環として開発したもので、京大病院と本市とが締結した包括連携協定（令和2年度）及び感染症自己報告システムの利用に関する覚書（令和4年度）に基づき、本市が京大病院から無償で提供を受けたものである。
株式会社ネオスは、京大病院から本システムの開発を委託された事業者であり、他の事業者では本システムを本市業務に対応するために必要な改修や保守運用等の対処が困難であることから、当該事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルスを含む感染症に係る検査の業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区吉田本町36番地1
国立大学法人京都大学
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,554,000円
- 7 契約内容
 - ・新型コロナウイルスに係るゲノム解析（ゲノム解析に伴うPCR検査費用を含む。）
 - ・特殊病原体検査（PCR検査）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和6年3月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部（中略）事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症に係るゲノムサーベイランスを令和6年4月以降も継続して実施すべき旨が示された。

衛生環境研究所で実施していたゲノム解析は、保有している機器の関係上、国立感染症研究所の協力を得て解析する必要があったが、令和5年12月から国立感染症研究所が地方自治体への協力を終了するとの連絡があったため、他の事業者へ委託することとした。

同様に、ダニ媒介感染症等、感染法上の届出基準を満たすためにPCR検査が必要で、市内で年に数件発生するかどうかという稀な疾患についても、当該病原体の検査（「特殊病原体検査（PCR検査）」）を、これまでは国立感染症研究所に依頼していた。しかし、結果判明までに数か月を要することから、結果判明の大幅な期間短縮による迅速な感染症発生動向の把握を目的として、当該病原体検査についても他の事業者へ委託することとした。

そのため、10数社の事業者にて現時点で本市が行う必要がある70件／月のゲノム解析及び特殊病原体検査の実施可否の確認を行ったところ、検査機材や様々な試薬が十分揃っており、日々研究として様々な病原体を取り扱っている京都大学からのみ対応可能な返答があったため、同者を契約の相手方に選定し、随意契約を締結する。

なお、本市と京都大学医学部附属病院は令和5年4月に「公衆衛生上重大な問題となる感染症拡大防止に向けた連携・協力に関する協定」を締結し、行政検査の実施や疫学調査など感染症拡大防止に取り組むにあたり連携・協力することとしている。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度肝炎ウイルス（B型・C型）検査実施に関する委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）33,350,390円
- 7 契約内容
本市が実施する肝炎ウイルス検査の実施委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、肝炎ウイルスに感染した人を早期に発見し、検査・治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的として、肝炎ウイルス（B型・C型）検査を実施するものであり、目的を達成するためには、広く市民に対する受検機会の拡大を図ることが重要となることから、本市全域に、できるだけ多くの肝炎検査実施機関が必要となるとともに、統一された検査方法により実施することが必要である。
これに加え、本検査を実施することが可能であるのは医療機関のみとなっているため、本件業務は競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
一般社団法人京都府医師会は、府内の医療機関の医師で構成される法人であり、本市市内の医療

機関のほとんどの医師が加入している法人である。また、実施機関である医療機関の医師に対して、専門的立場から、統一した指示を徹底することができる団体でもあるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度食鳥検査の実施委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区西九条西柳ノ内町28-2

公益社団法人京都保健衛生協会

6 契約金額（税込み）

13,411,000円

7 契約内容

以下に掲げる食鳥処理場における食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項に規定する検査及び関連する事務の実施を委託する。

名 称：中央食鶏株式会社

所 在 地：京都市下京区梅小路東中町104の3

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

食鳥検査は本来、行政機関が行う業務であるが、検査員の確保や深夜早朝の検査体制上の問題から、民間活力を導入、委託することが、業務効率上望ましい。また、契約内容が、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査であり、委託する場合は同法第21条第1項に基づき都道府県知事等が指定する指定検査機関のみ可能であるため、競争入札に適さない。

以上のことから、当該相手方と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

(1) 現在、京都市内には、京都市長が指定する公益社団法人京都保健衛生協会と、京都府知事が指

定する公益社団法人京都府獣医師会の2つの指定検査機関があるが、公益社団法人京都府獣医師会は京丹後市と福知山市にある食鳥処理場の食鳥検査を京都府から委託されており、京都市内の食鳥処理場の食鳥検査を行う余力がない。

- (2) 公益社団法人京都保健衛生協会は食鳥検査が義務づけられた平成4年4月1日から約30年間滞りなく食鳥検査を実施してきており、本市の食鳥検査の委託を行うに適した指定検査機関であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度民泊通報・相談窓口運営業務等委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
56,048,930円
- 7 契約内容
民泊通報・相談窓口運営業務や宿泊施設の管理運営状況の調査等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
違法不適正な「民泊」施設等に係る情報を把握し、市民等の「民泊」に対する不安に的確に対応するため、電話等による通報・相談等の受付・対応を行う「民泊通報・相談窓口」の設置や、同窓口等に寄せられた違法不適正な「民泊」施設の情報から施設所在地や営業者等を特定する基礎的調査、旅館業法に基づく許可を受けた施設等の管理運営状況調査の業務については、高度かつ専門的なノウハウが要求される性質上、価格競争となる競争入札のみでは十分な成果が得られない可能性が高いため、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施することとした。
プロポーザルを実施するに当たっては、業務計画、業務計画等を記載した企画提案書の提出を求め、予め設定した選定基準に照らして最も高い評価を得た当該相手方と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度住宅宿泊事業法等の適正な運営等を確保するためのコンサルタント業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階
TMI 総合法律事務所
- 6 契約金額（税込み）
9,999,999円
- 7 契約内容
本市が制定した条例等を執行するに当たり、専門性の観点から、法的なリスク等についてコンサルティングを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成30年6月15日から施行された「住宅宿泊事業法」について、本市においては地域の実情を踏まえたきめ細かな条例等の運用ルールを策定した。業務改善命令をはじめとする指導の実行など、規制内容に基づく取組を実施する上では、憲法が定める財産権や営業の自由、国の住宅宿泊事業法及び旅館業法等との関係を考慮する必要がある。
また、住宅宿泊事業法、旅館業法共に、法施行後3年を経過した後に制度の見直し検討が規定されており、当該改正動向を見据えた政策展開が求められる。
この他、令和元年度には、本市の運用ルールを着実に実施した結果、不許可処分やそれを不服とする審査請求への対応、京都府への措置請求や刑事告発の検討などが度重なっており、今後も法令に基づく権限の行使等の際には、法的見地からの専門的な助言や指導を受けることで、法的リスクについて、常に十分な検証を行う必要がある。
当該法的リスクを十分に低減するためには、助言や提言を行う法律事務所のコンサルティング実績やノウハウが重要となる。そのため、委託先の法律事務所によって、履行内容に顕著な差異が生じ、法的リスクの低減に大きな差が生じうることから、本事業については性質及び目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定する必要がある。
TMI 総合法律事務所（以下「TMI」という。）は、350名以上の弁護士を擁する、日本有数の総合法律事務所である。また、国内業務と渉外業務の双方の領域で豊富な経験を積んだ弁護士、

弁理士及びスタッフで構成され、海外の法律事務所、会計・税務事務所、コンサルティング事務所、その他各種専門機関とも提携して、幅広いニーズに適時に対応できる体制を整えている。

また、平成29年度の「住宅宿泊事業法の条例制定の検討に向けたコンサルタント業務」契約に基づき本市支援を行ってきた経緯から、「民泊」の適正な運営を確保するための本市理念、関連ルールを最も理解・熟知した団体である。

さらに、TMIは、国土交通省や経済産業省等、省庁が所管する各種審査会・検討委員会等の委員である弁護士も多く在籍していることや、民泊等のシェアリングエコノミーに関する業務を多く手がけていることなどから、関係省庁の意向を十分に踏まえつつも、国・自治体・事業者のどの立場にも偏らず、法律の専門家としての立場からコンサルタントを実施することができる唯一の法律事務所である。

以上のことから、TMIが本業務について受託可能な唯一の団体といえるため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度宿泊施設の調査業務等への従事者派遣業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル筭町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）13,509,450円
- 7 契約内容
住宅宿泊事業法に基づく定期報告の管理業務や、宿泊施設の管理運営状況等に関する調査業務等に従事する従事者の派遣
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
派遣職員が従事する業務については、関係法令の熟知と事業者との円滑なコミュニケーションが求められることから、当該人材派遣業務の受託事業者の選定に当たっては、価格競争となる競争入札では、十分な成果が得られない可能性が高いため、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施することとした。
プロポーザルを実施するに当たっては、派遣業務計画等を記載した企画提案書の提出を求め、予め設定した選定基準に照らして最も高い評価を得た当該相手方と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度中央斎場火葬設備定期保守点検業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
富山県富山市奥田新町12番3号
株式会社宮本工業所
- 6 契約金額（税込み）
39,839,800円
- 7 契約内容
中央斎場火葬設備の保守点検及び設備定期更新業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
中央斎場は昭和56年4月から操業しており、市民等の火葬を荘厳に執り行うことができるよう、逐次、設備機械の近代化を図っている。これらの諸設備の維持管理は、専門知識の豊富な技術員が定期的に点検する必要がある。とりわけ、火葬設備機械については、使用材料、構造及び機器の調整の特殊性のため、火葬炉設備製造者独自の技術がなければ十分な保守管理を行うことは不可能である。以上の理由により、当該業務は競争入札に適さず、火葬炉設備製造者である株式会社宮本工業所と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度中央斎場告別ホール等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
富山県富山市奥田新町12番3号
株式会社宮本工業所
- 6 契約金額（税込み）
35,200,000円
- 7 契約内容
中央斎場の告別ホールにおける棺の受入れ、遺族の対応及び案内等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
中央斎場は故人と遺族が共に過ごす最後の空間であり、衛生環境を保持する観点から非常に公共性が高く、片時の停滞も許されない極めて重要な施設である。当該業務は、遺族の深い悲しみや喪失感等を念頭に、心穏やかにお別れいただく場を提供するため、細やかな気配りや遺族の視点に立った対応など、専門的な知識が求められることから、価格による競争入札ではなく、実績・能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、当該相手方と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度中央斎場残骨灰減容化等業務委託

2 担当所属名

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

3 契約締結日

(当初) 令和6年4月1日

(変更後) 令和6年9月9日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

愛知県豊橋市西山町字西山328番地

株式会社三豊

6 契約金額 (税込み)

(当初) 62,810,000円

(変更後) 8,910,000円

7 契約内容

残骨灰(火葬後に行われる遺族等の収骨作業によって収骨されず、中央斎場に残されたお骨、灰、金属類のこと)をお骨とそれ以外のものに分別し、お骨の減容化(かさを減らすこと)等を行う。

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本市では残骨灰を宗教的感情及び故人の尊厳の対象として取り扱っている。当該業務は残骨灰の減容化処理、有害化学物質除去、お骨の返還等を業務内容としているため、故人の尊厳、遺族感情への配慮、お骨の返還量や有害化学物質除去の手法等、様々な点を審査したうえで決定する必要があることから、価格による競争入札ではなく、実績・能力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により業者を選定し、当該相手方と随意契約を締結した。

(変更理由)

上記のとおり、残骨灰を宗教的感情及び故人の尊厳の対象とする方針の下、残骨の返還実績等をプロポーザルにおいて比較審査し、業者選定を行うなど当該事業を慎重に進めてきたが、想定よりも残骨灰に含まれる貴金属の抽出量が見込めないことが判明した。

このため、別事業者によるサンプリング調査を行い、残骨灰に含まれる有価物及び残骨の抽出割合の比較が必要と判断し、契約内容を見直したことで、残骨灰の処理量が変更となったため、変更契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度死獣の運搬及び焼却業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番地の2
株式会社猪名川動物霊園
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,055,918円
- 7 契約内容
道路上で死んでいる飼い主の分からない動物、家庭で飼っていた小動物、その他本市が収集した動物の死体の運搬及び焼却業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在、関西圏で実験動物の死体処理を許可されている業者は、株式会社猪名川動物霊園（兵庫県）と株式会社美濃ラボ（岐阜県）のみである。また、本市が処分を委託する死獣は月間約2,100kgあり、民間のペット霊園等では施設の規模や実績から受託は不可能である。
上記2業者に受託の可否について聞取調査を行ったところ、美濃ラボは実験動物の死体のみに限って受託する方針であり、本市から死獣焼却を受託する意向がないことを確認している。
以上のことから、株式会社猪名川動物霊園のみ受託可能であるため、同社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度市営墓地の清掃・処分業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地
特定非営利活動法人京都高齢者福祉事業団
- 6 契約金額（税込み）
5,784,900円
- 7 契約内容
各市営墓地内のごみ集積場所周囲を清掃（枯草、落ち葉等を含む。）のうえ、ごみ等を搬出し、適正に処分する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律及び京都市公契約基本条例に基づき、京都市生活困窮者就労訓練事業認定事業所と政策随意契約を締結するため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の対象となる事業者で見積り合わせを実施した結果、価格が最も低廉であったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度狂犬病予防注射済票等の交付事務及び注射済票交付手数料等の徴収事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地
公益社団法人京都市獣医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,423,800円
- 7 契約内容
 - (1) 狂犬病予防法に基づく犬鑑札、狂犬病予防注射の注射済票の交付
 - (2) 京都市犬の登録手数料及び注射済票交付手数料徴収規則に基づく犬の登録券及び注射済票交付券の交付
 - (3) 狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射の注射済票交付手数料の徴収等事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射の接種は獣医師のみが行うことができる。市民に対し、広く交付機会を提供すること及びその提供能力を有する団体と契約する必要があることから、価格による競争入札は適さず、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

本委託業務は市内全域において統一的に実施される必要がある。京都市獣医師会は、市内の獣医療診療施設が所属する唯一の公益的団体であることから、本件委託契約の相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市急病診療所運営業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
418,694,517円
- 7 契約内容
市民の健康保持に資するために応急的な診療を確保するための施設（以下「急病診療所」という。）の運営及び管理並びに診療に係る業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務は、休日及び夜間において複数科目の診療をそれぞれの担当医師によって運営する必要があり、一定数の医師を確実に確保できなければ安定して実施できないことから、契約の目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
一般社団法人京都府医師会は、京都市域の大部分の医師が加入している組織であり、非常に公共性の高い団体である。当該委託業務の実施に当たっては、出務者の確保、後送病院との契約など、同医師会の持つ組織力によるところが大きいと、急病診療所を安定的に運営することができる団体は、事実上、同医師会の他には存在しない。そのため、一般社団法人京都府医師会を当該業務の委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市休日急病歯科診療所運營業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地
一般社団法人京都府歯科医師会
- 6 契約金額（税込み）
40,863,059円
- 7 契約内容
京都市休日急病歯科中央診療所における診療業務及び物品の保守・安全の確保に関すること
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
休日急病歯科診療は、全ての休日において複数の歯科医師によって運営する必要があり、一定数の歯科医師を確実に確保できなければ安定して実施できない業務であり、契約の目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
一般社団法人京都府歯科医師会は、多数の歯科医師が加入している組織であり、非常に公共性の高い団体である。当該委託業務の実施に当たっては、出務者の確保や障害者に対する歯科診療などの社会福祉事業の実績など、同会の持つ組織力によるところが大きいため、休日急病歯科診療所を安定的に運営することができる団体は、事実上、同会の他には存在しない。そのため、一般社団法人京都府歯科医師会を当該業務の委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市感染症発生動向調査事業業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局衛生環境研究所
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極北大入町68番地
ファイティングポーズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,952,000円
- 7 契約内容
厚労省による感染症サーベイランスシステム（NESID）から取得したデータ（CSV形式）を集計・分析し、報告書等を作成する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
厚労省が管理する感染症サーベイランスシステム（NESID）から取得したデータ（CSV形式）を集計・分析するには、業務の趣旨及び目的を十分に理解したうえで、高度なデータ分析を行うための最新のノウハウを有することが必須のため、公募型プロポーザルによる業者選定を行うこととし、主として価格以外に、業務の実施手法や実施体制などの企画提案内容に着目し、相手方の選定を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
一般環境大気北測定局局舎設置調整及び測定機器等移設運転調整に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局衛生環境研究所
- 3 契約締結日
令和6年5月8日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和6年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地
環境計測株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,074,000円
- 7 契約内容
大気汚染常時監視自動測定機を収納する局舎を移設するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在稼働中の大気自動測定機を安全に停止し、移設先へ安全かつ慎重に運搬し、設置調整をしたのち、再稼働させて大気常時監視業務を正常に再開することが必要であるため、環境大気常時監視マニュアル第6版の内容を熟知し、大気自動測定機の測定原理や構造を理解し、測定精度を確保するための技術を十分に習得した技術者が行う必要がある。
また、同機器の測定データ伝送・処理システム（京都市環境情報処理システム）のプログラムについて熟知しているのは、開発元の環境計測株式会社であるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
風向風速計購入（京都タワー局）
- 2 担当所属名
保健福祉局衛生環境研究所
- 3 契約締結日
令和6年5月13日
- 4 履行期間
令和6年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府久世郡久御山町林垣内88-18
株式会社秀工技社
- 6 契約金額（税込み）
5,060,000円
- 7 契約内容
京都タワーに設置している風向風速計について、検定有効期限を迎えることから、当該機器を購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都タワー展望室内に当該機器の記録計が設置されており、発信器と記録計を結ぶ配線は、タワーの内部を通っている。タワー内部には、施設の運用に係る多種多様な設備が設置されており、本機器の設置にあたっては、京都タワーの設備や運営に著しい支障を与える可能性があることから、本機器を納入・設置できるのは、京都タワーの内部構成に精通している株式会社秀工技社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳交付事務に係る委託業務
- 2 担当所属名
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 6 契約金額（税込み）
30,267,600円
- 7 契約内容
自立支援医療（精神通院）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳交付事務に関する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務については、市民から受け付けた申請等に基づいて、ミスなく迅速かつ適切な対応を実施する能力が求められる。これらの能力が優れている者を選択して、契約相手とするには、価格以外に自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳交付事務に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、業務の繁閑に柔軟に対応する体制などを比較する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき、総合的に事業実施能力を審査した結果、一定点数を上回り、かつ受託候補者として適正であると判断したため、上記の事業者を選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「京都市自殺総合対策業務」事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）
7,507,211円
- 7 契約内容
くらしとこころの総合相談会、ゲートキーパー養成研修の運営、広報等及びその他の普及啓発事業の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件委託業務は、契約の相手方の能力や創意性、センス、経験に基づくノウハウ等により、履行内容又は履行方法に顕著な差異が現れ、予め仕様書等で具体的に契約内容を規定することが困難である。このため、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、主として価格以外の要素（履行内容や履行方法、企画提案力など）における競争（プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があった。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該類似業務等の経験を有するとともに、京都に人的拠点がある事業者によるプロポーザル（企画提案競争）を行った。事業者企画の提案を求め、障害保健福祉推進室とこころの健康増進センター共同の評価委員会が「評価票」に基づき審査を行い、上記委託事業所に決定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市中央区東町123番地の1
ソーシャルアドバンス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
22,694,100円
- 7 契約内容
令和6年4月1日～令和7年3月31日までの土日祝も含む毎日24時間（ただし、京都市が直営で実施している時間（月、火、水曜日 午前9時から午前12時まで、木、金曜日 午後1時から午後4時まで）を除く。）における「自死遺族、自殺予防のためのこころの電話」による相談業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」に従事する相談員は、その相談の内容から、心理士・看護師・保健師・精神保健福祉士等のいずれかの資格を有することが必須であり、24時間体制で専門職での相談体制を持続でき、かつ相談経験がある事業所への委託が必要となり、競争入札による価格のみの要素で契約を行うことは適切ではないため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルを実施し、選定委員会において企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき選定した結果、他自治体等で同様の業務の経験を有し、24時間体制で専門職での相談体制を持続で

きる事業者として、上記の事業者を選定することとした。

11 その他